

京都大学埋蔵文化財調査報告

第 1 冊

— 京大農学部遺跡 B G 36 区 —

京都大学埋蔵文化財研究センター

序

京都大学のキャンパス内には、縄文時代以降の各種の遺跡が存在することは、周知の事実である。ただ、それらについての学術的調査は、文学部考古学講座の初代の教授であった浜田耕作が、大正12年に行なった農学部構内遺跡の発掘が最初であり、それ以降、最近まで、ほとんどなされなかった。

昭和47年頃から、大学構内における建設工事に伴って、遺跡の調査をする気運が高まり、関係教室の手によって発掘調査がなされるようになった。しかし、建設工事の数量が増すにつれて、調査の仕事もまし、個々の調査の内容を整理・検討して、調査報告書を刊行するゆとりがなくなってきた。その成果をまとめ、学術調査としての終りをまっとうするためには、独立の研究機関をつくることが要望された。そして迂余曲折はあったが、昭和52年6月に京都大学構内遺跡調査会が発足し、同年7月には、京都大学埋蔵文化財研究センターが設立された。とくに、調査報告書の作成は、センターの主要業務の一つとなったのである。

そこで、手はじめとして、昭和47年以降からなされた調査の報告書の作成を鋭意努力したのであって、今回、その第1冊目が完成したのである。その内容とする農学部遺跡BG36区の調査を指導された小林行雄名誉教授以下の諸氏は、今日、すでに京都大学を離れておられるが、本報告書の作成に関し、最後まで御協力をいただいた。

本書の刊行によって、当センターはようやく所期の方向へ歩みだしたことになるが、こ

れを機会に，センター設立に全面的御協力をいただいた，岡本道雄総長，篠沢公平前事務局長をはじめとする京大本部ならびに施設部当局，藤沢令夫・山田晶前文学部長，横尾義貫前工学部教授，小野山節文学部助教授その他関係諸氏に対して，感謝の意を表したい。

昭和53年9月

京都大学埋蔵文化財研究センター長

樋 口 隆 康

例 言

- 1 本書は昭和47年11月8日から同14日および昭和48年3月1日から同5日にかけて実施した京都市左京区北白川西町の京都大学農学部ガラス温室予定地(京大農学部遺跡 BG 36区)発掘調査の報告書であり、京都大学埋蔵文化財調査報告第1冊にあたる。
- 2 発掘調査は小林行雄(現京都大学名誉教授)の指導のもとに、中村徹也(現山口県教育庁文化課埋蔵文化財係長)と中村友博(現奈良国立文化財研究所技官)が実施し、報告書作成の事業は昭和52年7月5日に設立された京都大学埋蔵文化財研究センターが引き継いだ。
- 3 国土座標に従って1辺50mの方形の地区割をし、遺跡の位置を表示した(第1図)。南から北へAZ-AY-BA-BBと変わるアルファベット2文字と西から東へ増加する数字で示し、BB20区の北西の角が国土座標($x=-108,000$ $y=-20,000$)京大構内座標($X=2,000$ $Y=2,000$)となる。
- 4 方位TNは真北、MNは磁北をさす。
- 5 遺物番号は土器と瓦に別けて通し番号を付し、実測図と写真の表示を統一した。
- 6 遺構と遺物の実測と製図および写真撮影の担当者名は目次に記した。
- 7 参考文献は本文中に[著者名、発表年次]の形式で表わし、本文末に一括した。
- 8 本報告書は京都大学埋蔵文化財研究センター研究部が計画・立案し、小林行雄の監修のもとに中村徹也、宇野隆夫(京都大学埋蔵文化財研究センター助手)、上原真人(京都大学文学部大学院博士課程3年考古学専攻)が分担執筆した。執筆者名は目次に記した。
- 9 編集は宇野が行なった。

目 次

第1章 はじめに	(中村, 宇野) ... 1
1 遺跡の立地と歴史的環境	(宇野) ... 1
2 調査に至る経過	(中村) ... 2
3 調査の経過と以後の措置	(中村) ... 4
第2章 層位と遺構	(中村) ... 7
1 層位	7
2 遺構	8
第3章 遺物	(宇野, 上原) ... 11
1 瓦	(上原) ... 11
2 土器と陶磁器	(宇野) ... 20
第4章 考察	(上原) ... 23
1 中央官衙系瓦屋の製品にみる箆記号について	23
2 遺跡の性格と年代	39
参考文献	44

図版目次

- | | | |
|----------|-------------------|---------------------------|
| 1 遺跡 | 1. ガラス温室予定地の層位と瓦溜 | 2. 埋め戻し前の瓦溜 (中村徹也・中村友博撮影) |
| 2 軒丸瓦 | (上原撮影) | |
| 3 軒平瓦 | (上原撮影) | |
| 4 軒平瓦と堤瓦 | (上原撮影) | |

- 5 丸瓦と平瓦 (上原撮影)
- 6 平瓦 (上原撮影)
- 7 軒瓦と堤瓦 (上原拓本・実測・製図)
- 8 丸瓦と平瓦 (上原拓本・実測・製図)

挿 図 目 次

1	調査地点と周辺の遺跡 (宇野製図).....	3
2	元禄9年京都絵図 (吉田武尊氏提供).....	5
3	調査地点と周辺の地域 (昭和53年撮影).....	7
4	埋設管予定地の層位 (中村徹也・中村友博実測, 宇野製図).....	8・9
5	ガラス温室予定地の層位 (中村徹也・中村友博実測, 宇野製図).....	8
6	ガラス温室予定地の瓦溜平面 (中村徹也・中村友博実測, 宇野製図).....	9
7	尊勝寺出土の蓮華文軒丸瓦 (上原作成).....	12
8	延勝寺出土の唐草文軒平瓦 (上原作成).....	13
9	唐草文・波状文軒平瓦 1. 大和法隆寺 2. 摂津四天王寺 (上原作成).....	13
10	蓮華文軒丸瓦 1. 尊勝寺 2. 法勝寺池汀址 3. 円勝寺 (上原作成).....	14
11	図版3の12の拓本合成による瓦当文様復原 (上原作成).....	15
12	剣頭文の割り付け法模式図 (上原作成).....	16
13	剣頭文軒平瓦 1・6. 尊勝寺 2. 鳥羽離宮 3. 円勝寺 4・5・7. 京大病院遺跡 AE15区 (上原作成).....	17
14	布目圧痕の部分写真 1. 綾織(剣頭文軒平瓦15) 2. 粗い平織り(I a 類平瓦24) 3. 細かい平織(II b 類平瓦29) (上原撮影)	19
15	土器と陶磁器 1~5. 土師器 6~8. 瓦器 9. 須恵器 10. 緑釉陶器 11~13. 中世陶器 14・15. 白磁 (宇野実測・製図).....	21
16	筧記号集成(京都大学構内遺跡出土) (上原作成).....	25

表 目 次

1	11・12世紀中央官衙系瓦屋の軒平瓦変遷表 (上原作成).....	27
---	-----------------------------------	----

第1章 はじめに

1 遺跡の立地と歴史的環境

本調査地点は標高約 68m、京都盆地の東北にある北白川扇状地の末端に位置する(第1図1・2)。北白川扇状地は比叡山塊の西南麓に形成された複合扇状地の1つであり、白川がその谷口に黒雲母花崗岩の風化物、いわゆる白川砂を堆積したものである〔藤岡78〕。旧白川と推定できる河道が京都大学北部構内で検出されているが、その下刻は氷河時代に遡り〔泉78, 池田・石田73〕, その後、何度も流路を変えて、銀閣寺の北方付近から吉田山と黒谷山の東南部を南流する現在の流路となる〔藤岡78〕。

大正12(1923)年に浜田耕作が、京都大学農学部構内で縄文土器・石器を発見し発掘調査を行なった(第1図3)〔梅原23, 島田24〕。これは京都府南部で最初に発掘された縄文時代の遺跡であり、農学部遺跡と呼ばれた。昭和9(1934)年には梅原末治が北白川小倉町遺跡を発掘調査し、近畿地方における縄文土器編年の基準となる資料が出土している(第1図22)〔梅原35〕。昭和47(1972)年以後に行なわれた一連の京都大学構内遺跡の調査でも、縄文前期から弥生前期に至る多くの遺物と遺構が発見されている(第1図4～20)。

北白川扇状地の京都大学北部構内を中心とする地域では、弥生前期末もしくは中期初頭に厚い黄砂層の堆積が始まるが、その層中には遺物を含まない。黄砂層の上には古墳時代後期以後、近・現代に至るまでの遺跡が各所に存在する⁽¹⁾。

本調査地点の北東には北白川廃寺があり、奈良前期から平安中期までの瓦を出土している(第1図25・26)〔梅原39, 浪貝・梶川編76〕。北白川廃寺の寺域については明らかではないが、京都大学北部構内では小量であるが奈良型式の瓦と土器が出土していることから〔京大埋文年報77〕, 寺域が本調査地点付近に及んでいた可能性も考える必要があろう。他方、角田文衛は京都大学農学部グラウンド南付近で採集された巴文軒丸瓦については北白川廃寺との関係を否定している〔角田70〕。また京都大学工学部建築学教室と湯川記念館(第1図21)付近で平安初期の瓦が発見され、『京都坊目誌』にも京都大学本部構内東北部で礎石と古瓦が出土したとの記事があることから、杉山信三は同地を吉田寺(神楽岡吉田寺)に比定している〔杉山54〕。かつて北白川追分町の京都大学農学部前の京都市電停留所では、軌道を作る時に多くの石仏と五輪塔が出土したことがあるが、杉山信三は『小右記』永祚元(989)年9月26日条の「吉田卒塔婆供養所」, 『権記』長保3(1001)年6月20日条の「吉田

社北三丁内有葬之处」の記事と結びつけ、この地が無常所として古くより葬所・墓地等に使われていたことを推定している〔杉山54〕。この五輪塔には弘治(1555～1558年)と天正(1573～1592年)の銘をもつものがあるという。川上貢もまた同停留所の北に後二條天皇陵が所在することと(第1図27)吉田葬送所とが無関係ではないと指摘している〔川上77〕。

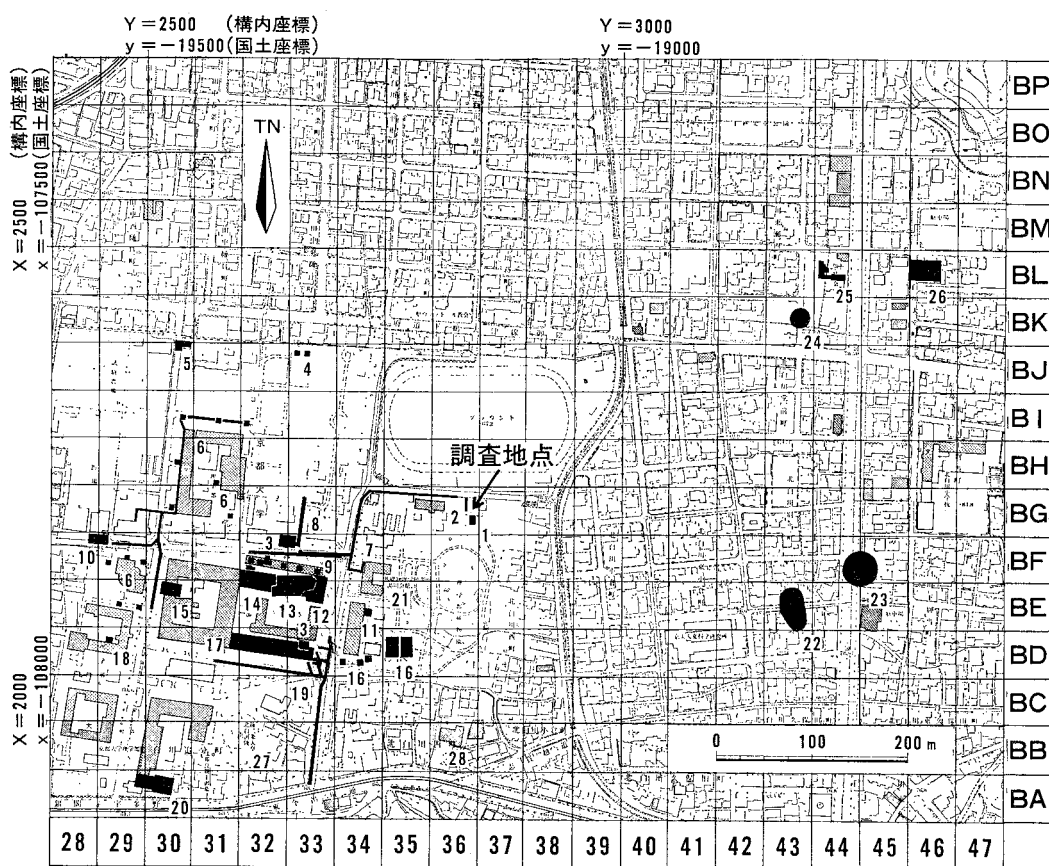
元禄9(1696)年京都絵図⁽³⁾によると、現在の京都大学本部構内の東北隅から西南隅へ抜ける白川道の北側に、新長谷寺と新龍寺の名がみえる(第2図)。同絵図には「吉田村之同し、新長谷寺くわんをん、山カケ中納言建立、卅三所之内」「同新龍寺、卜部かね俱コンリウシ、カウ法師二ノ寺ニアリ」の記述があり、山カケ中納言は藤原山蔭(天長元(824)～仁和4(888)年)。卜部かね俱は卜部兼俱〔永享7(1435)～永正8(1511)年〕と推定できる。この由緒の真偽は別として江戸時代にもこの地が寺域として利用されていたことを推測できる。『山州名跡誌』にも新長谷寺の名があり、神楽岡の西にあったと記されている。『山州名跡誌』には別に、後二條天皇陵の東にかつて正法寺があり、その由来は不明であるが現在でも瓦石が出土するとの記事がある。また明治5(1872)年5月11日に作成された『山城国愛宕郡第5区白川村現今地形一村限山林耕地全図』や明治44(1911)年発行の『愛宕郡村志』所収の「白川村志」にも現在の京都大学農学部グラウンド付近に正法寺の字名がみえる。京都大学北部構内の東に隣接する北白川西町には「正往寺町、明治廿一年十一月修造」の文字がある石柱がある(第1図28)。この石柱の横には、かつて小川が流れていたといい、同地が公園となったため付近に在住する羽館易氏がこれを保管している。

寺院以外の記録としては『山州名跡誌』で北白河殿を後二條天皇陵付近にあてているが、杉山信三はその位置を北白川久保田町の北方に比定している〔杉山57〕。北白河殿は後高倉院〔治承3(1179)～貞応2(1223)年〕の妃の北白河院陳子の御所として造立され、子の安嘉門院邦子〔承元3(1209)～弘安6(1283)年〕にうけつがれていたものである〔川上77〕。

以上のように本調査地点周辺には縄文時代から近世・近代に至る多くの遺跡が存在し、特に奈良前期以後は文献資料や断片的な遺物から、いくつかの寺院が盛衰を繰り返したことが予想されていた。

2 調査に至る経過

昭和46年以来、京都大学北部構内では農学部校舎群の全面改築工事が実施されていた。この過程で次々と遺物が出土していたが、京都大学は工事に際して事前の発掘調査を実施しなかった。これは、ひとつには大学事務当局の文化財保護法の未承知と行政当局の指導が及ばなかったことによるが、他方学史的に著名な農学部遺跡の範囲を充分に把握されな



第1図 調査地点と周辺の遺跡 縮尺1/8000

(京都市都市計画局発行 1/2500市街図使用, 承認番号 都企第46号)

かったことにもよる。こうした事態に対して、文化財を保護し学術的な立場から遺跡を究明することが必要とされていた。

京都大学の附属施設の工事に伴う調査の端緒は、昭和47年8月の安満遺跡の調査にある。大阪府高槻市安満遺跡にある農学部附属農場内に職員宿舎を建築するため、京都大学は文学部考古学研究室を母体とする京都大学安満遺跡調査団を編成し調査にあたった〔小野山・都出73〕。

昭和47年10月、京都大学北部構内の理学部正門内東側で同学部事務棟の建設工事が開始された(第1図20)。同棟工事は地下1階建てで、掘削が地表下3mに至る予定であった。地表下約1.5mに及んで縄文土器および弥生土器が発見され、工事を一時停止させての事前調査を実施することとなった。予備調査は調査主体を理学部とし、同学部の池田次郎教授

と石田志朗助教授が行なった。この結果、地表下1～1.5mに縄文・弥生土器の包含層を確認した。このため、同学部は文学部考古学研究室の小林行雄講師(当時)に専門的立場からの指導を依頼し、実質的な調査体制がとられた。吉田キャンパス内で建物等の工事前に発掘調査を実施する方式は、この理学部事務棟予定地で初めてとられた措置であった。

理学部事務棟の調査が約1カ月で完了した直後の昭和47年11月、農学部ガラス温室の新営工事が計画されていた(第1図1・2)。農学部グラウンドの南側に接する実験農園内である。先に述べたとおり、この地は北白川廃寺に近接し、平安初期の瓦が出土した湯川記念館の東方にあたる。また角田文衛が平安後期の瓦が出土したと推定している地点でもある。当時はまだ「周知の遺跡」として登録された地点ではなかったが、遺跡が埋没している可能性が高く、事前調査が必要であることを小林講師は強調した。ガラス温室の工事着工が遅れていて年度内の竣工が危ぶまれていたが、急拠緊急調査を行なうこととし、小林講師を中心に文学部考古学研究室の大学院生がこれにあたった。

この調査を含め昭和47年度に北部構内の各所において行なった発掘調査〔京大埋文年報78第3表〕が、京都大学構内における遺跡の調査と保護の体制づくりおよび遺跡の実体を明らかにする第1歩であった。

3 調査の経過と以後の措置

調査地点 京都市左京区北白川西町京都大学農学部ガラス温室予定地(京大農学部遺跡BG36区)

発掘期間 昭和47年11月8日～14日、昭和48年3月1日～5日

調査主体 施設部(企画課)

調査指導 文学部講師 小林行雄

調査員 文学部大学院博士課程2年(考古学専攻) 中村徹也

文学部大学院修士課程1年(考古学専攻) 中村友博

(職名は当時のものを用い、大学名を省略した。)

昭和47年11月8日ガラス温室の設置位置に東西1.4m、南北2.7mの長方形の発掘区を設定し調査を開始する(第1図1⁽⁴⁾)。地表下約0.8mで発掘区南半部に瓦片が多数出土。瓦片出土面はほぼ平坦で瓦類は人頭大の礫と混在している。瓦と礫の堆積は厚く、暗褐色砂質土(第5図第7層)を切る大きな土壌の中におさまる。この段階で瓦溜であると判断して発掘を停止した。

続いて発掘区の西壁と北壁の層位図を作成。この時点で瓦の出土した場所を遺構と判断



第2図 元禄9年京都絵図(吉田武尊氏提供)

すると同時に、施設部企画課および農学部関係者と調査指導にあたった小林講師との間で、ガラス温室計画の手直しについての緊急協議を行ない、ガラス温室の位置を南北方向から東西方向へ90度向きを変えることを確認する。

こうして瓦溜は地下に埋め戻し、将来の学術発掘に期するため、これを現状保存するに至った。発掘調査は雨で中断しながら、全7日間を費し11月14日完了した。

またガラス温室の建築に際しては、別の遺構の有無を確認するために小林講師が立合調査を行なった。

ガラス温室が完成したのち、この温室に接続する埋設管の工事があり、昭和48年3月1日から同5日にかけて、前回の発掘区の北側を調査した(第1図2)。その結果、ガラス温室予定地と層位がほぼ対応することを確認したが、遺物は少量で遺構も検出できなかった。

〔注〕

- (1) 本報告書を作成中に行なった調査では黄砂層を切る遺構から弥生中期の土器が出土した。
- (2) 京都大学構内遺跡と関係する文献からの研究を紹介し、現時点での成果をまとめたものとして川上貢の論考〔川上77〕がある。本章と合わせて参照されたい。
- (3) 吉田武尊氏に提供していただいた。
- (4) 遺跡の位置と標高を示す基準杭が失なわれているため、位置は現在の建物との関係、標高は現在の地表高から復原した。

第2章 層位と遺構

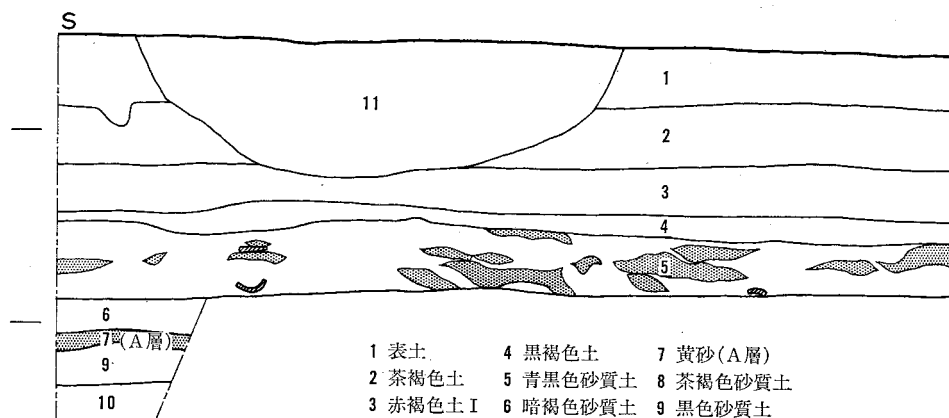
1 層位(第4・5図)

ガラス温室予定地は、地表下 20cm に至る表土(第1層)と黄砂(第8層)との間に、厚さ 10~15cm の水平層が5層あり、部分的には6層にわかれる(第5図)。茶褐色土(第2層)には遺物が少ない。灰褐色土(第3層)から中世の土師器片が若干出土し、赤褐色土Ⅰ(第4層)に至って土師器片はその数を増す。赤褐色土Ⅱ(第5層)は発掘区北端にある部分的な堆積で、埋設管予定地にはない。平安時代の瓦片は黒褐色土(第6層)において出土し始める。瓦溜(BG36区SK1)は暗褐色砂質土(第7層)を切って作られている。

暗褐色土の下方には黄砂(第8層・A層)⁽¹⁾が 30cm の厚さで堆積する。この黄砂直下に黒色砂質土(第10層)が続くが、この層から縄文時代の粗製深鉢片が1点出土した。この層は有機物が少なく縄文時代の生活面であるとは断言できないが、少なくともそれに近い時代の堆積層とみてよい。以下は遺物を包含しない暗褐色土(第11層)、淡茶褐色土(第12層)、灰白色砂(第13層)、白砂(第14層)が続き、地表下 2.5m に達する。



第3図 調査地点と周辺の地域(昭和53年撮影) 縮尺1/10000

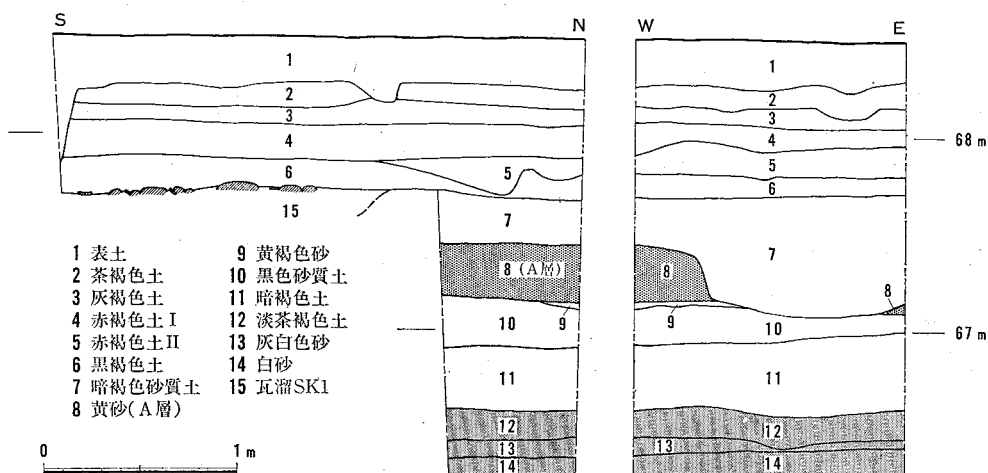


第4図 埋設管予定

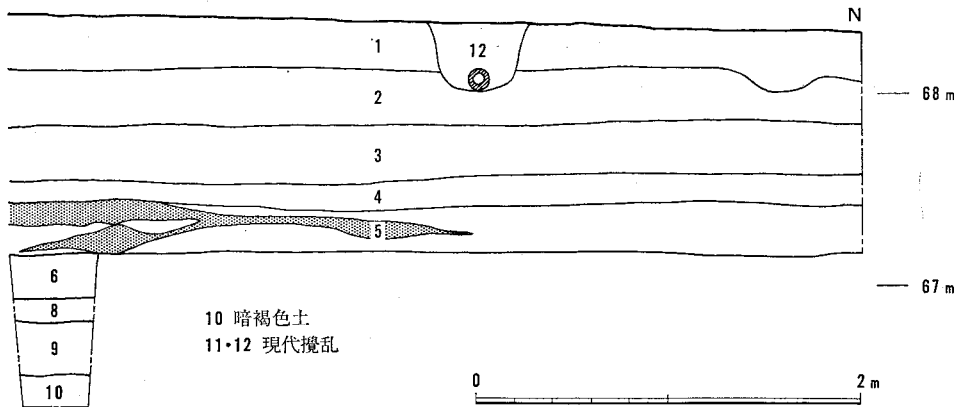
埋設管予定地の層位は、ガラス温室予定地とほぼ対応する(第4図)。しかしガラス温室予定地の灰褐色土(第3層)と赤褐色土II(第5層)がなく、ガラス温室予定地にはない青黒色砂質土(第4図第5層)がある。この層は暗褐色砂質土の直上に堆積し、瓦溜の形成直後の堆積層と考えている。

2 遺構(第6図, 図版1の2・3)

発掘区内で検出した遺構は瓦溜(BG36区SK1)である。ガラス温室予定地の発掘区南半部の地表下約0.8m, 暗褐色砂質土(第7層)上面で検出した。瓦溜の掘形の肩は東北部を確認したが、発掘区が狭くその拡がりには判らない。深さについても完掘しなかったため



第5図 ガラス温室予定地の層位 縮尺1/40

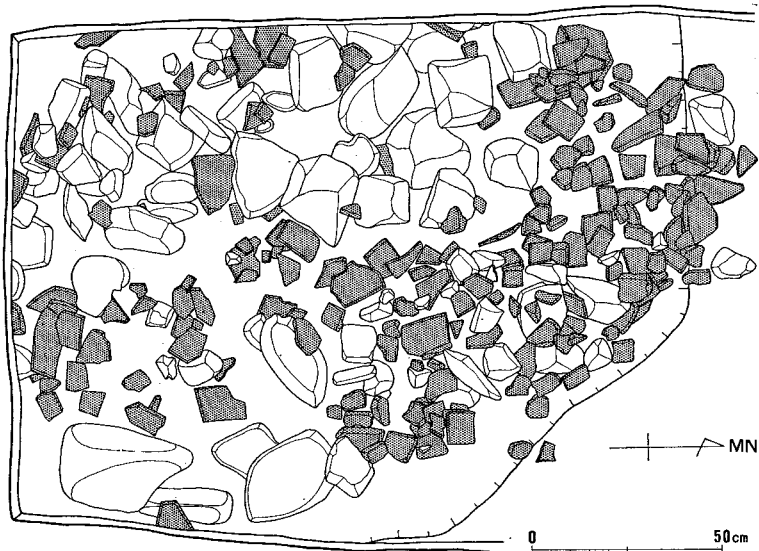


地の層位 縮尺1/40

不明である。瓦溜には人頭大の礫と瓦が混在している。瓦溜の上面でみると、肩の付近には瓦が多く、中央に近い部分には礫が多い。

先述したとおり、現状保存を前提としたため完掘することをさけた。したがって遺物も瓦溜の堆積の上部におけるもののみ採集するにとどめ、あとはそのまま埋め戻した。採りあげた遺物は土器類のほか、瓦が120点余りである。これらは平安中期のものを少量含むが、大多数は平安後期～鎌倉初頭のものである。発掘区が狭く、本瓦溜以外の遺構は確認できなかった。

第6図
ガラス温室予定地
の瓦溜平面
縮尺1/20



〔注〕

- (1) 京都大学北部構内は北白川扇状地の末端に位置する。この北部構内から教養部構内にかけての地域では、弥生前期末もしくは中期初頭以後に厚い黄砂層が堆積する。この黄砂層は、この地域の土層の堆積を把握する鍵となる層である〔泉78〕ため、今後A層として表示する。従来の知見ではA層の堆積後に形成された遺構や土層からは古墳時代後期の遺物が発見されていた〔京大埋文年報77・78〕が、最近の調査でA層を切る遺構から弥生中期の土器が出土した。したがってA層の堆積が弥生中期に終わる地点があることが判明したが、この地点は扇状地の高い位置にあたる。そのためA層の堆積の終了については、すべての地点で弥生中期であるか、地点によっては古墳時代後期に降るかを検討する必要が生じている。このほかA層に関しては原地形が高いため堆積が薄いもしくは削平されている地点と、河道や後背低地に厚く堆積する地点とがあることが判っている〔泉78〕。なお北部構内と教養部構内の間に位置する本部構内にはより新らしい時期の流路と砂層の堆積がある。

第3章 遺 物

1 瓦(図版2～8)

本調査で出土した遺物には、瓦と土器とがある。瓦は、いずれも大型礫と混在して瓦溜(BG36区SK1)より検出され、建築遺構に伴なうものではない。また、瓦溜の掘形を検出した段階で留め、完掘しなかったため、採りあげた瓦は、軒丸瓦片14点、軒平瓦片11点、平瓦片80点、丸瓦片17点、堤瓦片1点を数えるにすぎず、遺構の性格を考えるにはやや材料不足である。

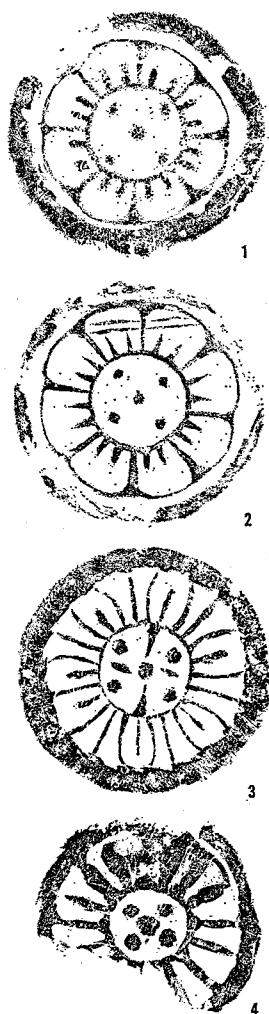
ただし、採りあげた瓦について言うならば、平安中期の特徴を有する平瓦片を若干含んでいるが、軒瓦はいずれも12世紀中葉から13世紀初頭頃の製品で、平・丸瓦も大半がこれに伴伴すると考えられる。したがって、一括出土品として比較的まとまった内容を有すると言える。以下、個別に解説を加える。なお、図版は写真図版(図版2～6)と実測図(図版7～8)と同じ通し番号で表示を統一しているが、写真図版のみで実測図のないものがある。以下の記述は写真図版の順に行なう。

軒丸瓦(図版2の1～8、図版7)

軒丸瓦片14点のうち、蓮華文軒丸瓦片3点、巴文軒丸瓦片8点、外区珠文帯のみを残す破片3点を数える。外区珠文帯のみを残す破片は、おそらく巴文軒丸瓦片であろう。

1は、中房に1+4の蓮子を置き、きわめて崩れた複弁(?)八葉蓮華文を配す。ただし、この系譜を正確に辿って、原型となるべき瓦当文様を指摘するのは困難である。やや原型に近い文様として、第7図1～4などを呈示できるが、直線的系譜下で説明するのは難しい。いずれにせよ、図版2の1は、平安後期の蓮華文としては、もっとも退化している。焼成は比較的軟質で、黒灰色を呈する。瓦当裏面・外周は撫でによって整形する。整形法などは、12世紀後半の中央官衙系瓦屋の製品に類似する。同文例が尊勝寺比定地内から出土している〔杉山・岡田61—90型式〕。

2は、楕円形の瓦当面を有する単弁蓮華文軒丸瓦である。外区には、弁間にはほぼ対応して小さな珠文を置く。平安後期における楕円形瓦当面の軒丸瓦の意味については、既に別稿でふれている〔上原75・77〕。焼成は比較的軟質で、黄褐色を呈する。瓦当外周の上半は縦位の篋削り⁽¹⁾、下半は横位の篋削りで整形し、瓦当裏面は撫でを施す。12世紀中葉の中央官衙系瓦屋の製品である。類似の小片が、別にもう1点出土している。



第7図 尊勝寺出土の蓮華
文軒丸瓦〔杉山・
岡田61〕 縮尺1/4

3・4は同範の巴文軒丸瓦である。左廻りの三ツ巴文で、外区に珠文を密に置く。同範例が、尊勝寺〔杉山・岡田61—119型式〕・鳥羽南殿〔細谷68—A 8型式〕の比定地から出土している。同範例でみると、外区の珠文は21個を数える。比較的硬質で、胎土中に石英粒を多く含み、灰色を呈する。瓦当外周には叩きを施した形跡があるが不明確である。瓦当裏面は撫でて整形する。胎土や他遺跡における共伴関係から、14・15の剣頭文軒平瓦とセットをなす可能性が強い。12世紀後半の中央官衙系瓦屋の製品に類似する。

6は左廻りの三ツ巴文軒丸瓦である。文様の凸部に注目すると、頭部は接続し、尾部は圏線と一体化しているが、凹部に注目した場合は、通常の巴文になる。焼成と色調および製作技術などは2に酷似する。瓦当面に指圧痕を多く認める。

7・8は、右廻りの巴文軒丸瓦である。7は、外区に大粒の珠文を粗に、8は密に配す。焼成は比較的軟質で、7は黒灰色、8は黄褐色を呈する。いずれも、瓦当外周は縦位の縄叩きによって整形している。瓦当裏面の上半部は撫でを施し、下半部には指圧痕を残す。8の筒部凸面には、縦位の撫でを認める。

このほか、外区珠文帯のみを残す軒丸瓦片のなかに、瓦当外周を叩きによって整形した製品が3点ある。うち2点(5)は斜格子叩きで、20・22の丸瓦片および29の平瓦片と

のセットが想定できる。軒丸瓦の瓦当外周を縄叩きで整形する手法は、12世紀後半の小型の巴文軒丸瓦に多く認め、中央官衙系瓦屋の製品と推定しているが、格子叩きの例は稀である。

軒平瓦(図版3の9～14, 図版4の15～17, 図版7)

軒平瓦片11点のうち、瓦当面の1部を残すのは8点で、唐草文軒平瓦片4点、剣頭文軒平瓦片4点を数える。

9は、左脇上部より流れる唐草文軒平瓦の左端部の破片である。同文例は知らないが、

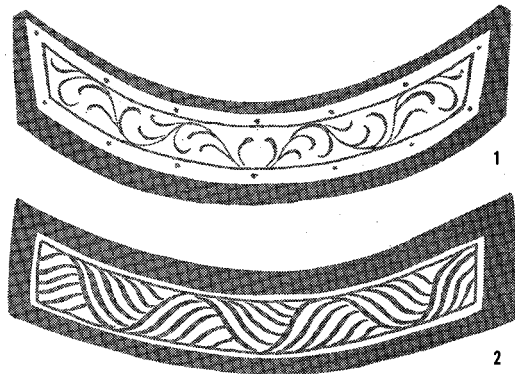
近似意匠例は左京区岩倉幡枝町の栗栖野瓦窯をはじめ京都市内から多く出土している。比較的軟質で、瓦当面は灰黒色、他は黄褐色を呈する。瓦当角は鈍角をなし、平瓦部凹面には布目圧痕を残す。瓦当裏面から平瓦部凸面にかけては、縦位の撫でで整形したのち、横位の調整を加える。平瓦部凸面の瓦当寄りの隅に篋記号を認める。栢杜遺跡八角円堂址に伴なう軒平瓦群〔鳥羽離宮跡調査研究所75〕と製作技術などが等しく、12世紀中葉の中央官衙系瓦屋の製品と考えられる。

10は、唐草文軒平瓦の左半部、11はおそらく同範品の中央よりやや右

寄りの小片である。別に、同文品で瓦当面をほとんど欠いた破片が1点、焼成と胎土と色調および製作技術がまったく等しく瓦当面を完全に欠いた破片が1点出土している。焼成は軟質で、明るい黄褐色を呈する。瓦当角は直角に近く、平瓦部凹面には布目圧痕と篋記号とを認める。平瓦部凸面の縦位の縄叩き目は瓦当裏面へと連続し、頸部には指圧痕と曲げジワとを認める。瓦当部の上下端は横位の篋削りで整形している。いわゆる完成した段階の折り曲げ造りによる製品である。この瓦当文様は非常に崩れているが、延勝寺(第8図)、鳥羽南殿〔細谷68—G 4 型式〕、尊勝寺(杉山・岡田61—181型式)の比定地内から出土した同文異範例によって全体の構成を知ることができる。この瓦当文様の原型を、確実な方法で指摘することは困難である。しかし、唐草の流れ全体を一連の波状文で表現し、その空間を蕨手で埋めるという割り付け法は、単位文様の観念が消失した段階に発生するもので、本来は蕨手3〜4葉を単位として左右に反転する意匠であったと考えられる。とするならば、第9図1のような唐草文を、その祖型に近いものとして想定できる。唐草の流れ全体を波状文で表現する文様系譜は、鎌倉時代には第9図2のような整然とした波状文として新生し流行する。ただし、第9図1を祖型とする文様系譜には、いくつかの系統が

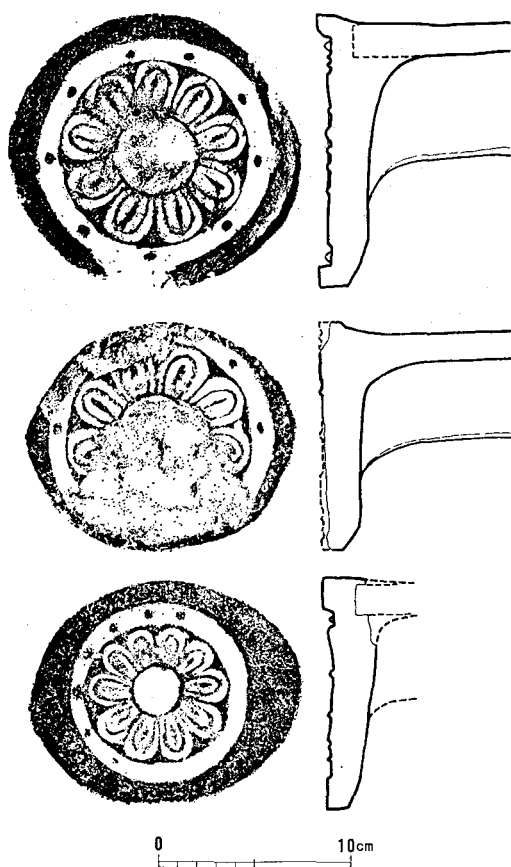


第8図 延勝寺出土の唐草文軒平瓦
〔畑72—写真第14より〕 縮尺1/3



第9図 唐草文・波状文軒平瓦 縮尺1/4

- 1 大和法隆寺〔石田36—図版第107の131より〕
2 摂津四天王寺〔天沼36—第56図135より〕



第10図 蓮華文軒丸瓦 縮尺1/4

- 1 尊勝寺〔杉山・岡田61—64型式〕
- 2 法勝寺池汀址〔木村・畑・上原75—図20の7〕
- 3 円勝寺〔円勝寺発掘調査団72—E R 038〕

あり、11・12世紀の地方の瓦生産地系列で各々独自の動きが看取される〔上原78〕。

12は、蓮弁を並列した一種の「剣頭文」軒平瓦の左半部である。同じ単位文様は、12世紀前～中葉の中央官衙系瓦屋の蓮華文軒丸瓦にみられる(第10図)。12の同范例は、栢杜遺跡八角円堂址〔鳥羽離宮跡調査 研究所75—L型式〕、尊勝寺比定地内〔杉山・岡田61—287型式〕、六波羅密寺本堂〔河原72—P L. 6の15〕より出土している。同范例の拓本から復原すると、第11図のように弁11個を並列した文様になる。割り付けの失敗のため、左脇3個の蓮弁は密着している。焼成は比較的軟質で、明るい黄褐色を呈する。瓦当角は鈍角をなし、平瓦部凹面には糸切り痕と布目圧痕を残す。瓦当裏面は横位の撫でで調整し、瓦当下端は横位の篋削りで

整形する。12世紀中葉の中央官衙系瓦屋の製品である。

13は、剣頭文軒平瓦の中央よりやや左寄りの小片である。同范例の認定が困難で、全体を知ることができない。焼成は比較的硬質で、表面は黒灰色、内部は灰色を呈する。胎土に白色石粒を多く含む。瓦当角は直角に近く、平瓦部凹面には布目圧痕を残す。瓦当裏面には縦位の縄叩き目、頸部には曲げジワを認める。瓦当上下端は横位の篋削りで整形する。

14・15は、同范の剣頭文軒平瓦である。同范例が、尊勝寺〔杉山・岡田61—291 B型式〕、鳥羽南殿〔細谷68—I 1型式〕の比定地内から出土しており、単位文様8個を並列していることが判る。ともに完成した段階の折り曲げ造りによる製品であるが、細部の手法には若干の差異がある。14は、瓦当の左2分の1強を残す。焼成はやや軟質で、灰褐色を呈し、

胎土に白色石粒を多く含む。瓦当角はやや鈍角気味である。平瓦凹面には糸切り痕と乱れた布目圧痕とを残し、その布目は瓦当面にまで及び、頸部にも明瞭な布目圧痕を認める。瓦当上端の横位の篋削



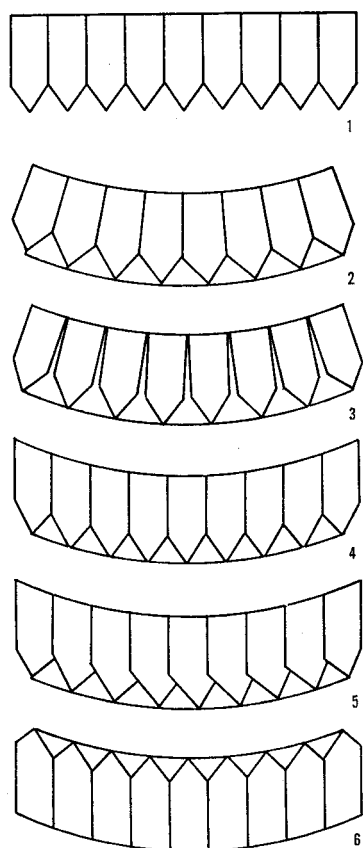
第11図 図版3の12の拓本合成による瓦当文様復原
縮尺1/3

りは粗雑である。平瓦部凸面および瓦当下端には縦位の叩きの痕跡を認めるが不明瞭である。頸部には、布の上から指で押さえつけた痕跡がある。これに対し、15は、瓦当の右2分の1強を残す。焼成は比較的硬質で、赤褐色を呈し、胎土に白色石粒を多く含む。瓦当角は直角に近い。平瓦部凹面には綾織の布目圧痕を残し、その布目は瓦当面にまで及んでいる。瓦当上端は、丁寧な横位の篋削りで整形している。平瓦部凸面には縦位の縄叩き目を残し、瓦当裏面の一部にも連続している。頸部には、曲げジワと指圧痕と布目圧痕とを認める。瓦当下端には叩きの痕跡がある。ともに、12世紀後半～13世紀初頭の実年代を考えている。

14・15は、ともに平瓦部凹面に篋記号を有する。いずれも「+」に対し、その交点を通る斜位の直線を加えたものだが、その斜位の直線は、14は瓦当に対してほぼ右45°であるのに対して、15は左45°になっている。16は、瓦当を完全に欠失しているが、15と同じ篋記号で、平瓦部凹面の布目圧痕が綾織である点、平瓦部凸面に縦位の縄叩き目を残す点、焼成と胎土および色調も15に共通する。また、17にも同種の篋記号を認めるが、瓦当の方向が不明確である。ただし、平瓦部側面の篋削りの方向が、瓦当の判明するものでは一定しているので、これに合わせて瓦当の方向を推定すると、14と同じ篋記号になる。平瓦部凹面に普通の布目圧痕を残す点、焼成と胎土および色調も14に共通する。これと同範の鳥羽南殿比定地内出土のL1型式軒平瓦においては、「+」と「=」との2種の篋記号があり、前者はすべて平瓦部凹面に、後者はすべて平瓦部凸面の同一箇所に入力されている。これらの篋記号の意義については、第4章で考察する。

さて、13の剣頭文の単位文様の形状は、14・15とは若干異なる。以下、割り付け法に注目して、瓦当文様としての剣頭文の型式分類を行なっておく。

平安後期における剣頭文の起源は不明確であるが、瓦以外の遺品では、須弥壇の飾金具や浄土教画中の太鼓の意匠に用いられている。これらの意匠では、単位文様の形状は比較的厳格である(第12図1・2)。軒平瓦の瓦当面に剣頭文を割り付けた場合、その構成は、



第12図 剣頭文の割り付け法模式図

弧状を呈する瓦当面の形態によって規制される。平安後期の剣頭文では、特に幾何学的手法によって割り付けた形跡はないが、少なくとも割り付けが幾何学的思考に基づいていることは、単位文様の形状から容易に想像できる。平安後期の軒平瓦の瓦範と瓦当面との形状は必ずしも合致せず、瓦当面の円弧に比して瓦範の円弧が緩やかな場合もあるが、これを除外して、瓦当面の円弧が瓦当文様の割り付け法を規定したと考えた場合、以下のような型式分類が可能である。

a 類(第12図2・3) 単位文様の形状を尊重し、瓦当面の円弧の中心を通り、円弧を等分する直線を基線として、同形の剣頭を配置する。この場合、3のように第12図1の単位文様を踏襲する場合(a I 類)と2のように太鼓の割り付け法と共通する場合(a II 類)とがある。

b I 類(第12図4) 天地方向に走る直線群によって瓦当面を等分し、下を剣先状に仕上げることによって文様全体を構成する。この場合、瓦当の両脇に近づくに従い、剣先を形成する2辺の長さが不等

になり、単位文様の歪みが著しくなる。しかし、瓦当面の形状には非常に適合した割り付け法といえよう。

b II 類(第12図5) 伊豆韭山の願成就院から出土した特異な剣頭文軒平瓦で、あたかも単位文様を重ね合わせたような意匠である〔森・小野・荒木71〕。割り付け法を考えると、単位文様の本義を捨て、瓦当面を等分する天地方向の直線群と剣先を構成する鋸歯文とで瓦当面の一方の脇から機械的に割り付けていくと、このような意匠になる。この場合、反対側の脇に近づくにつれて、剣先と身部との接合のズレが顕著になり、あたかも単位文様を重ね合わせたような状態になる。b I 類の存在を前提として初めて説明可能な割り付け法であるが、京都付近での出土例を知らない。

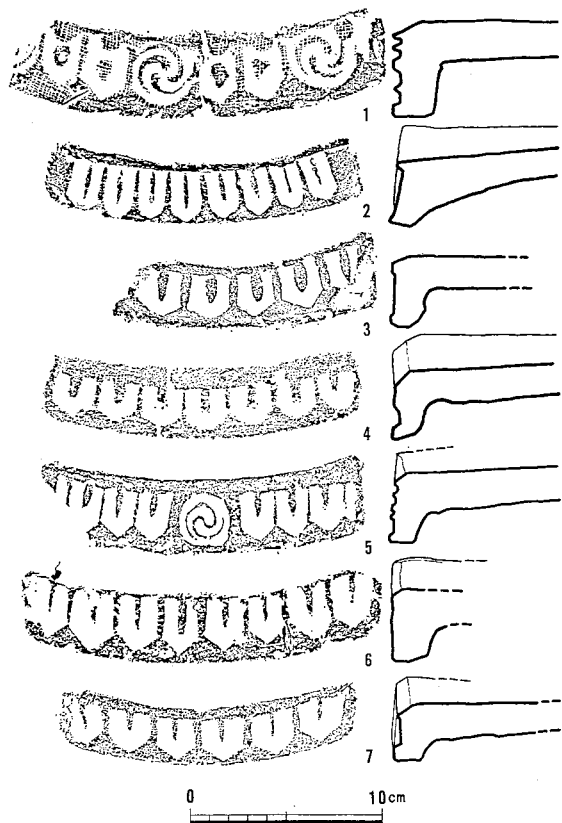
c 類(第12図6) b I 類の文様の天地が逆転したものである。b I 類の存在を前提と

して初めてその出現を説明し得るもので、京都付近での出土例を知らない。大和法起寺など南都諸寺院〔前園・関川77〕や関東の寺院〔赤星32・38，小林73〕に若干の類例がある。いずれも製作技術から推定して鎌倉時代以降の製品である。

上述の文様割り付け法の相違は、決して文章で示したような幾何学的手法で実施したわけではなく、そのような幾何学的思考に基づいて、実際には手描きで行なったと考えられる。しかし、その幾何学的思考の相違は、単位文様およびそれが有機的に結合した意匠自体に対する思考の違いから発しているわけであり、その初源から展開のありかたの一端を示していると考えられる。

現在のところ、私見に及んだ剣

頭文軒平瓦の製作技術は、瓦当文様のありかたとほぼ対応している。別稿〔上原78〕で述べたように、中央官衛系瓦屋第Ⅴ期(12世紀中葉)の製品には、第11図と図版3の12のような蓮弁を並列した一種の「剣頭文」は存在しても、典型的な剣頭文は出現しておらず、軒平瓦の瓦当文様の主流は、連巴文や雁巴文などが占めている。剣頭文軒平瓦は、完成した段階の折り曲げ造りが普及する中央官衛系瓦屋第Ⅴ期(12世紀後半～13世紀初頭)に流行するが、その早い段階では、巴文と剣頭文とを交互に配した剣巴文が主体を占め、折り曲げの技法と細部の調整法とは拙劣である。この場合の文様割り付け法には、aⅠ・aⅡ類が多い(第13図1)。典型的な剣頭文軒平瓦では、やや古式の製作技術による製品として第13図の2の例があり、同文例が上京区内膳町からも出土している〔高橋74〕。これは、身部と剣先との境が丸味を帯びた単位文様をaⅠ類方式で割り付けたもので、瓦当角は鈍角をなす。



第13図 剣頭文軒平瓦 縮尺1/4

1・6 尊勝寺 2 鳥羽離宮 3 円勝寺
4・5・7 京大病院遺跡A E15区

中央官衙系瓦屋第Ⅳ期の軒平瓦製作技術の影響を受けた製品である⁽⁸⁾。これを例外とするならば、典型的な剣頭文軒平瓦では、瓦当角が直角に近く、調整法の丁寧な製品が多く、京都ではaⅡ・bⅠ類方式で割り付けたものが主体を占める(第13図3～7)。これに対し、地方では、陸奥平泉大池周辺出土の一群の軒瓦は、剣巴文軒平瓦が主体を占め、中央官衙系瓦屋第Ⅴ期の技術的に拙劣な古い段階の製品に対応する〔矢崎64〕。aⅠ・aⅡ類方式で文様を割り付けているが、これは、共伴する巴文軒丸瓦が外区に剣頭文を置き、浄土教画中の太鼓の意匠に酷似する古式のものである点にも対応する。一方、伊豆韭山の願成就院出土の剣頭文軒平瓦には、蓮弁を並列したような文様もあるが、bⅠ・bⅡ類方式で割り付けた典型的な剣頭文が主体をしめている。さらに、鎌倉市内出土の剣頭文軒平瓦には、aⅡ類方式で割り付けた例も少なくないが、bⅠ・c類方式による例が顕著である。伊豆韭山の願成就院の製品は、技術的にも整っており、中央官衙系瓦屋第Ⅴ期の新しい段階の製品に対応する。以上の諸点から、中央官衙系瓦屋第Ⅴ期には新旧2相があり。旧相では陸奥平泉と安芸厳島神社へ、新相では関東へ、中央官衙系瓦屋の瓦工が出向いている事実が想定できる〔上原78〕。

京都大学構内遺跡から出土した剣頭文軒平瓦では、BG36区SK1出土の13がbⅠ類方式で割り付けているのに対し、14・15はaⅡ類とbⅠ類とを折衷したような方式で割り付けている。京大病院遺跡AE15区から出土した剣頭文軒平瓦(第13図4・5・7)は、前回の報告では、完成した段階の折り曲げ造りとしては古いものであろうと推定した〔上原77〕が、bⅠ類方式で割り付けた製品が主流を占めており、むしろ新しい段階の製品と考えるべきものである〔上原78〕。

平瓦・丸瓦・堤瓦(図版6, 図版5, 図版4の18, 図版8)

記述の都合上、平瓦を中心に叙述する。平瓦片80点のうち型式認定不可能の分を除いた66点は、以下のように分類できる。

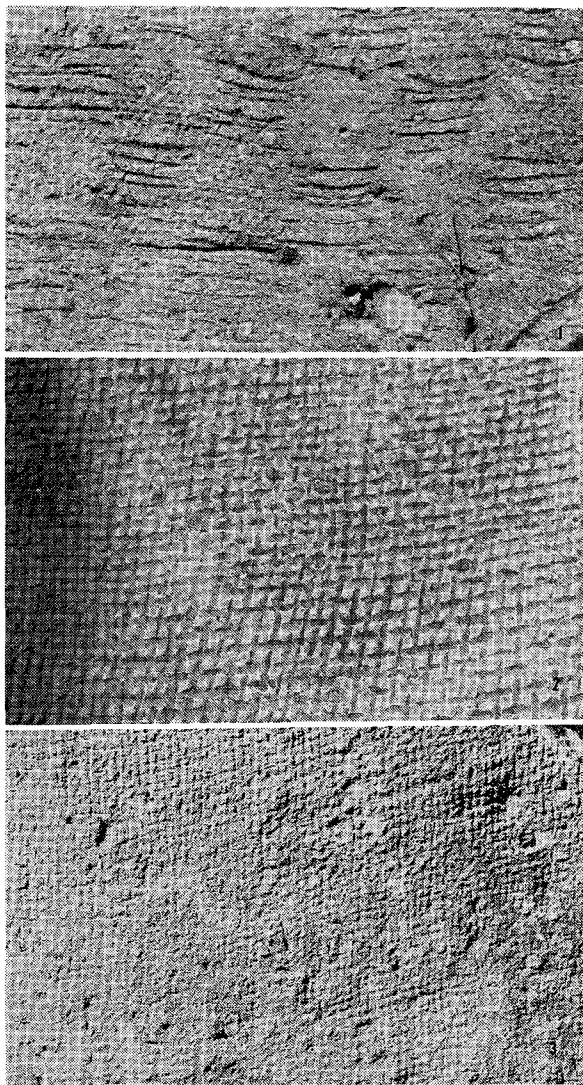
I a類(24) 厚さ2.5cm前後の比較的厚手の平瓦で、凹面の布目は粗く、糸が太いのが特徴的である。糸切り痕は認められない。凸面は幅の広い篋削りを縦位に施す。従来より、平安中期の中央官衙系瓦屋の製品として紹介されている軒平瓦の、平瓦部の製作技術に共通する。同種の破片は6点を数え、比較的硬質で灰色を呈するものと、比較的軟質で黄褐色を呈するものがある。

I b類(23) 厚さ2.5cm前後の比較的厚手の平瓦で、凹面には布目圧痕、凸面には整った縄叩き目を残す。糸切り痕は不明確である。焼成は比較的軟質で、茶褐色を呈する。

同種の破片は5点を数える。

I c類(25) 厚さ2.0cm 強の平瓦で、凹面の布目は粗く糸が太い。凸面の縄叩き目はI b類に比して不明確で、表面に多量の砂粒が付着し、糸切り痕を残す例もある。同種の破片は15点を数え、比較的硬質で灰色を呈するものから、軟質で黄褐色を呈するものまである。

II a類(27・28) 厚さ1.5cm 弱の薄手の平瓦で、同種の破片は34点を数える。比較的硬質で灰色を呈する例が多いが、軟質で灰白色を呈するものもある。凹凸面には多量の砂粒を付着させているため、凹面の布目圧痕や凸面の縦位の縄叩き目が不明瞭な破片が多い。凹面の布目圧痕は細かく、糸切り痕を明瞭に残す例も少数ある。製作技術上の著しい特徴として、凹面(時には凸面)に横位の篋削りを施している点があげられる。この篋削りによって、胎土中に多量に含まれた白色石粒が動いてお



第14図 布目圧痕の部分写真 縮尺1:1

- 1 綾織(剣頭文軒平瓦15)
- 2 粗い平織(I a類平瓦24)
- 3 細かい平織(II b類平瓦29)

り、布目圧痕や砂粒の付着はこの工程のあとでおこったことが判る。凹面の横位の篋削りは、14～17の剣頭文軒平瓦にも認められる。特に17では、胎土中の白色石粒の動きが著しい。14～17の平瓦部はII a類平瓦に比して厚手で、表面に砂粒を付着させる技法も認められないが、胎土や焼成などからも、このII a類およびII b類平瓦とセットをなす可能性が

高い。凹面の横位の篋削りは、平瓦1枚造りの凸型台上に粘土板を載せる前に施したもの⁽⁹⁾である。しかし、同種の工程は通常の平瓦では認められず、解釈に苦しむ。あるいは、Ⅱa類およびⅡb類平瓦は、比較的均一に薄手に仕上げている事実と関係するかもしれない。なお端面に篋記号を有する例(27・28)は、34点中6点である。

Ⅱb類(26・29) 胎土と焼成および製作技術などはⅡa類と同じであるが、かすかに格子叩きの痕跡を残す。その格子目にも、正格子(26)と斜格子(29)とがあるが、叩きが痕跡程度なので細分は不可能である。同種の破片は6点を数え、うち1点の端面に篋記号を残す(26)。

丸瓦片に関しては、明解な分類基準がないが、17点のうち、Ⅰ類平瓦との対応が想定されるのは4点で、うち1点は軒平瓦の瓦当を欠失した破片である。筒部の厚さ2cm強で、凹面は布目圧痕、凸面は縦位の篋削りを施す。

Ⅱ類平瓦との対応が想定される丸瓦片は13点ある(19~22)。うち、玉縁部を含む破片(19~21)は5点を数える。焼成や胎土などはⅡ類平瓦に近似するが、表面に砂粒の付着は認められない。筒部凸面に縦位の縄叩き目を残すもの(19・21)と格子目叩きを残すもの(20・22)とがある。篋記号は、筒部凸面の玉縁近くに記入したもの(19)と玉縁部端面に記入したもの(20)とがある。

18は堤瓦片である。厚さ2.5cmで、凹凸面ともに糸切り痕を残し、凹面には布目圧痕、凸面には縦位の篋削りを認める。胎土と焼成および色調などはⅠb類平瓦に近似する。

2 土器と陶磁器(第15図)

瓦溜と各土層から、土師器、瓦器、須恵器、陶磁器が出土している。量はコンテナに約半分であり細片が多いが、瓦溜の年代をある程度推定できる。

1~5は土師器皿。1・3・4が瓦溜、2が青黒色砂質土(第4図第5層)、5が赤褐色土Ⅰ(第5図第4層)から出土した。色調は1~4が淡褐色で5が灰白色、すべて胎土に少量の砂粒を含む。1が口縁部を外反させ端部を内側に折り返すのに対して、2~4は口縁部に1段の横撫でを施し、端部に面取りを行なう。5は口縁部に1段の横撫でを施し、底部が上方に突出する。

6~8は瓦器。6・7は赤褐色土Ⅰ、8は青黒色砂質土から出土した。6は羽釜口縁部で断面三角形の鏝をもつ。口縁端部に外面と鈍角をなす面取り、内面には刷毛目を施す。7は土鍋の口縁部。胴部から2段に屈曲して口縁部に至るが2段目の屈曲が弱く、外面に稜を生じない。8は胴部外面に平行叩きを施し、時計廻りの撫でを施す。内面には粗い撫

第15図 土器と陶磁

器 縮尺1/4

1～5 土師器

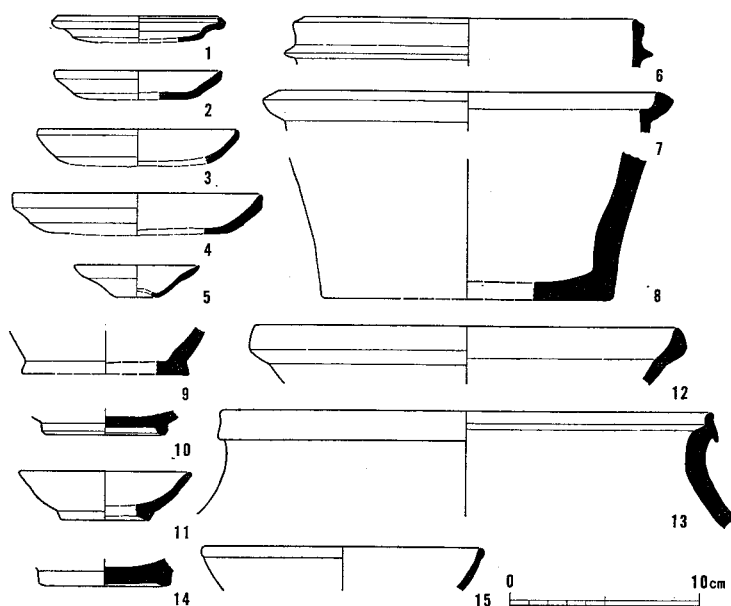
6～8 瓦器

9 須恵器

10 緑釉陶器

11～13 中世陶器

14・15 白磁



でを施し、胴部と底部との境に指圧痕がある。底部外面には靱葉の圧痕を残す。

9は須恵器で瓦溜出土。底部外面に糸切り痕をもち、焼成はやや軟質である。鉢の底部であろう。

10は緑釉陶器で暗褐色砂質土(第5図第7層)出土。素地は須恵質で暗青色、みかけの釉調は暗緑色を呈する。

11は山皿で青黒色砂質土出土。断面三角形の高台をもち、口縁部と体部とに灰釉小碗の特徴を残す。胎土はこの種のものとしては精良である。

12は須恵質大平鉢で赤褐色土Ⅰ出土。口縁部が丸く肥厚し、黒い光沢をもつ。

13は常滑⁽⁴⁾の甕で赤褐色土Ⅰ出土。表面は茶褐色を呈し、淡緑色の釉がかかる。上下に拡張した口縁帯をもち、頸部と肩部に明瞭な区別がない。

14・15は白磁碗の底部と口縁部。14は瓦溜、15は青黒色砂質土から出土した。

以上の出土遺物のうち、瓦溜出土品(1・3・4・9・14)をみると、1・9・14は12世紀前葉以前に遡る可能性があり、3・4は12世紀後葉から13世紀にかけてのものであろう〔宇野78〕。13世紀後半以後に降るものはない。青黒色砂質土は、瓦溜が切る暗褐色砂質土の直上に堆積し、瓦溜の形成とはほぼ同時期の堆積と考えることができるが、同層出土の山皿(11)も灰釉小碗の特徴を残し年代は12世紀を大きく降らない。

赤褐色土Ⅰ出土品(5・7・12・13)では、13が口縁部の拡張と頸部の形態から、檜崎彰一のいう第4～5段階(鎌倉後期～室町前期)の甕に相当する〔檜崎75〕。また5・6・12にもこれに近い年代を与えることができる〔宇野78〕。これらの点から赤褐色土Ⅰは14世紀を中心とする時期に堆積したと言えよう。そして瓦溜・青黒色砂質土と赤褐色土Ⅰとの間には、黒褐色土(第5図第6層)と赤褐色土Ⅱ(第5図第5層)とがある。

以上から瓦溜に瓦礫と土器とを投棄した年代は14世紀に下ることはなく、遅くとも13世紀の1点に求めることができる。

〔注〕

- (1) 篋削りや篋記号記入の原体は必ずしも木製の篋であるとは言えず、明らかに金属製刀子によって施した例がある。しかし刀子削りなどの用語が定着していず、またヘラ削りやヘラ記号のように片仮名で表記することも意味があるとは思えないため、本書では慣用に従い漢字で表記する。
- (2) これは、鳥羽南殿比定地内出土のG1型式軒平瓦〔細谷68〕の製作技術に酷似する。京大病院遺跡AE15区出土の同範例は、前回の報告でA亜類として分類した〔上原77〕。
- (3) たとえば、粘土塊から粘土板を得る際に、糸切りに代るものとして「篋切り」とでも呼ぶべき技法の存在も考えてみたが、糸切り痕が明瞭で、その走行方向が石粒の動いた方向と無関係な破片もあるので、この解釈は妥当でない。
- (4) 常滑の製品と類似するものが越前や丹波など常滑以外の地で製作されているが、本例の胎土と色調は常滑産のものに最も近い。

第4章 考 察

1 中央官衙系瓦屋の製品にみる箆記号について

11・12世紀の中央官衙系瓦屋の軒瓦の変遷は5期に分けることができる〔上原78〕(第1表)。BG36区SK1から出土した瓦は、前章で述べた如く、一部に平安中期の特徴を有する平・丸瓦片を含んでいるが、その主体は、中央官衙系瓦屋5期区分法のうち第Ⅳ期(12世紀中葉)～第Ⅴ期(12世紀後半)の軒瓦片と、それに共伴する平・丸瓦片とが占めている。その軒瓦の瓦当文様系譜や製作技術、平・丸瓦の分類については前章で述べたので、本章では、軒平瓦と平・丸瓦とに共通して認められる箆記号について考察しておきたい。

(1)

平安時代の中央官衙系瓦屋の製品には、刻印文字・箆書文字・箆記号などが認められ、箆記号は平安後期に至って現れる事実は既に指摘されている〔近藤77〕。この箆記号は、1～4本の沈線を組み合わせた単純な記号で(第16図)、軒瓦と平・丸瓦との区別なく存在する。いずれも生瓦の製作後、焼成以前に記入している。

文字瓦や記号瓦では、その押捺や記入の位置がひとつの重要な分析視角になる〔中谷・上原77〕。BG36区SK1出土の平瓦では箆記号はすべて端面にあり、丸瓦では玉縁部端面および筒部凸面の玉縁近くにある(26～28, 19・20)。ただし、この記入位置は、平安後期の平・丸瓦の箆記号すべてに共通しているわけではない。中央官衙系瓦屋の製品か否かを問わないならば、平瓦凹面に記入した例、丸瓦の筒部凹面に記入した例、丸瓦の筒部端面に記入した例〔木村・梶川・渡辺77〕、あるいは丸瓦の玉縁部凸面に記入した例〔平安博物館77一図版794〕なども報告されており、一見してその記入位置には統一性を欠いているように思われる。

しかし、一括資料においては、その記入位置に法則性を認める場合が多く、平安後期の平・丸瓦の型式分類を徹底していけば、箆記号の記入位置が年代差や瓦窯差あるいは工人差によって変異している点は証明できると考えている。たとえば、栢杜遺跡八角円堂址に伴なう一括資料では、平・丸瓦の箆記号はすべて端面に記入されている。報告者は慎重を期して、端面に箆記号を有する破片は数量的には多いが、完形品が稀少なため瓦当との関連性の有無は不明であると述べている〔鳥羽離宮跡調査研究所75〕。しかし、後述のように、

中央官衙系瓦屋第Ⅳ期の軒平瓦の篋記号は、瓦当近くの平瓦部凸面に記入する例がほとんどなので、少なくとも平瓦端面の篋記号に関しては瓦当との対応はなく、純粹の平瓦と考えてよいと思われる。

しかし、現在のところ、良好な一括資料を型式分類に基づいて処理し、平・丸瓦における篋記号の法則性と数量の分析とを行なった例は皆無である。したがって、ここでは中央官衙系瓦屋の軒平瓦に主眼を置いて、篋記号の分析を行なう。それは、軒平瓦において生産地系列の認定がもっとも容易であるという理由にもよるが、軒平瓦の篋記号が瓦当近くの所定位置にあって、瓦当と対応させつつ分析することが可能なためである。

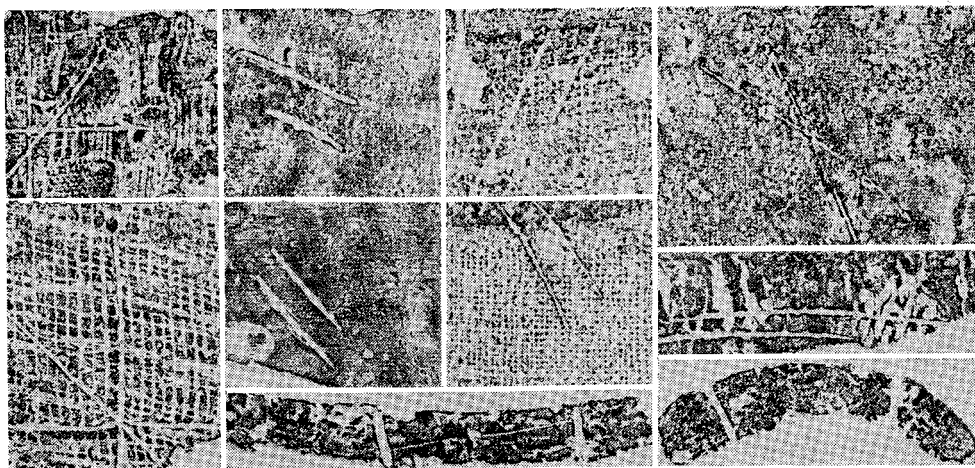
BG36区SK1出土の軒平瓦では、9(第Ⅳ期)が平瓦部凸面の瓦当近くに篋記号を有するのに対し、10・14~17(いずれも第Ⅴ期)はすべて平瓦部凹面に有する。この傾向は、他の資料においても明確に看取できる。

中央官衙系瓦屋第Ⅳ期の指標である栢杜遺跡八角円堂址に伴う軒瓦群においては、軒平瓦の篋記号はすべて瓦当近くの平瓦部凸面に記入されている。中央官衙系瓦屋第Ⅲ~Ⅳ期の軒平瓦において、凹面に篋記号を有する例を知らない。

これに対し、中央官衙系瓦屋第Ⅴ期の軒平瓦、すなわち完成した段階の折り曲げ造りによる軒平瓦においては、平瓦部凹面に篋記号を有する例が圧倒的に多い。BG36区SK1出土の剣頭文軒平瓦(14・15)と同範の鳥羽南殿比定地内出土例〔細谷68—I1型式〕では、13点のうち10点は平瓦部凹面、3点は凸面の瓦当近くに篋記号がある。また京大病院遺跡AE15区出土のAⅡ類軒平瓦〔上原77〕では、篋記号を有する4点のうち3点までが平瓦部凹面に記入している。

中央官衙系瓦屋の製品に篋記号が出現する時期は、従来より漠然と平安後期であると考えられていたが、その実年代を正確に指摘するのは困難である。10世紀以前に遡る可能性の強い製品では、篋記号の存在は指摘できない。また、中央官衙系瓦屋第Ⅰ期(11世紀前半)は、当期に同定できる製品の絶対数が不足しているが、知見に及ぶ限りでは、篋記号は存在しない。したがって、現在判明している中央官衙系瓦屋の製品にみる篋記号の初現は第Ⅱ期(11世紀後半)に求められる。ただし、その実例は少なく、後述の12世紀以降に頻出する篋記号と同一の性格を有するものか不明である。

中央官衙系瓦屋第Ⅱ期の指標である法勝寺金堂の創建時に使用された右京区森ヶ東瓦窯産の軒平瓦〔杉山・木村・梶川75—図13の1〕には、篋記号を記入した例はない。また、これと同文異範の平安宮出土例〔平安博物館77—図版447・448〕においても篋記号を認めない。



第16図 篋記号集成(京都大学構内遺跡出土) 縮尺1/1.5

しかし、この一群の軒平瓦と近似した製作技術による製品のなかに、平瓦部凸面の瓦当近くに「十」「卅」などの記号を篋描きした例がある〔平安博物館77—図版406・430・773・774〕。瓦当文様から推定しても、中央官衙系瓦屋第Ⅱ期の製品に同定でき、篋記号の記入位置は、第Ⅲ～Ⅳ期の記入位置に近似する。ところが、製作技術や瓦当文様などから中央官衙系瓦屋第Ⅱ期に同定し得る軒平瓦のなかに、平瓦部凸面に大きく「大」字を篋描きした例がある〔平安博物館77—図版407・772〕。これと同文で同じく「大」字を記入した製品はあるが、異字例は知らない。後述のように、12世紀中葉以降の篋記号は、同範の軒平瓦においても異種記号を多く認め、同一工房内での符牒という性格が強い。したがって、篋描きという手法は同一であっても、この「大」字は12世紀中葉以降の篋記号とは質的に異なる可能性もある。あるいは、平安中期に盛行する瓦屋名や官司名を記した文字瓦〔近藤77〕と関連させて考えるべきものかもしれない。とするならば、前記の「十」「卅」の篋記号に関しても、その性格が12世紀中葉以降の篋記号の先駆となり得るものかどうかは、保留せざるを得ない。

さらに、法勝寺比定地内から「木工」の刻印を有する瓦〔西田25〕や「上」「吉」「壬」の印を端面あるいは側面に押捺した平瓦片〔木村・畑・上原75—図22〕が出土している点も問題になる。ただし、後者は中央官衙系瓦屋の製品か否かの確証がなく、その年代も不明である。前者は、類品が平安中期の製品に多く〔坂東64〕、また、法勝寺の寺地は遅くとも10世紀頃から藤原氏累代の別業の地であったため〔福山75〕か、平安中期の軒瓦の出土も知られている〔木村・畑・上原75—図20の14〕ので、これを以て直ちに11世紀後半まで「木工」印

が存在していた証左となし得ない。したがって、9～10世紀の中央官衙系瓦屋の製品に多く認める刻印〔近藤73〕が、11世紀後半まで継続していたか否かは今後の課題である。しかし、中央官衙系瓦屋第Ⅱ期の製品に篋記号の存在が稀であることと、これらの刻印を有する瓦の存在が相関関係にある可能性も皆無ではない。

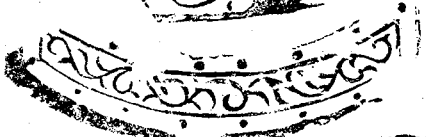
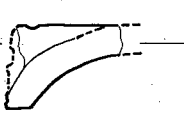
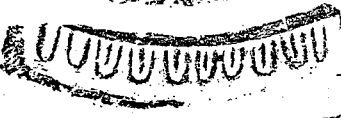
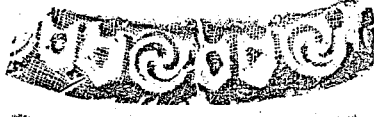
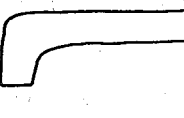
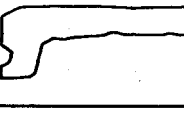
その出現が11世紀後半に求められたとしても、篋記号の盛行は12世紀に入ってからのことである。しかも、その頻度は、明らかに時期によって異なる。

京大病院遺跡A E15区の報告に際し中央官衙系瓦屋の軒平瓦をA I a類・A I b類・A II類に分類した〔上原77〕。これは、中央官衙系瓦屋第Ⅲ期・第Ⅳ期・第Ⅴ期に対応する〔上原78〕。報告では、A I a類は瓦范の磨耗状況からA I b類に近接する実年代を考え、A II類は完成した段階の折り曲げ造りの軒平瓦としては古い段階の製品であろうと想像したが、A II類は第Ⅴ期のなかでは新しい時期の製品であることは後に訂正し〔上原78〕、前章において剣頭文の割り付け法からこれを論証した。このA E15区出土の中央官衙系軒平瓦において、A I a類3型式7点中篋記号を有するものゼロ、A I b類4型式8点中篋記号を有するもの1点、A II類6型式以上9点中篋記号を有するもの4点を数える。ただし、いずれも破片である以上、この数値が篋記号の記入率を正確に反映しているわけではない。たとえば、A II類で「篋記号のないもの」はいずれも小片で、瓦当部の完存する例はすべて篋記号がある。また、A I a類に含めたH T20・21と同范品のなかには篋記号を有する例があり〔木村・畑・上原75—図21の18-1〕、第Ⅲ期にもその存在が指摘できる。いずれにしても、この結果、中央官衙系瓦屋においては、第Ⅲ期よりも第Ⅳ期、第Ⅳ期よりも第Ⅴ期に篋記号をもつ製品が増加していると推定できる。

京大病院遺跡A E15区の場合では、数量的にやや不十分の感があるので、別の一括資料を検討してみよう。

栢杜遺跡八角円堂址に伴う軒瓦群は、中央官衙系瓦屋第Ⅳ期の指標であるが、ここでは少なく見積っても軒平瓦数個体につき1個以上の割合で篋記号が存在する。以下の数字は筆者の古いメモに基づくもので、正確を期すためには再検討を要するが、軒平瓦200点中36個体に篋記号を確認している。ただし、篋記号はひとつの製品に1カ所しかないので瓦当は細片化しても1点として数えており、瓦当部を欠失した平瓦部はまったく検討していないので、実際には、篋記号の記入率もっと高くならざるを得ない。これに対し、中央官衙系瓦屋第Ⅴ期の指標である鳥羽南殿比定地内出土の剣頭文軒平瓦〔細谷68—I1型式〕では、出土した13点すべてに篋記号を認める。これと同范のB G36区S K I出土の軒平瓦

第1表 11・12世紀中央官衙系瓦屋の軒平瓦変遷表 縮尺1/4
(〔上原78〕より作成，なお瓦当文様と断面は対応しない)

		瓦 当 文 様 (Design)	断 面 (Section)	備 考
11世紀前半	第Ⅰ期			・凹面の布目は粗い。 ・瓦当裏から凸面にかけては幅広い縦位の削り。
11世紀後半	第Ⅱ期	 	 	・瓦当下端は横位の削り。 ・瓦当裏および凸面は未調整もしくは多数の指圧痕を残す。 ・平瓦部の厚さが不定。
12世紀前半	第Ⅲ期	  	  	・凹面の布目圧痕下には糸切痕を残す。 ・瓦当下端は横位の削り。 ・瓦当裏は横位のナデ。 ・凸面は縦位の縄叩きもしくは未調整。 ・平瓦部の厚さは、普通の平瓦と同程度。
12世紀後半	第Ⅳ期	   	   	・瓦范が小形化。製品も小形・軽量のものが多くなる。 ・瓦当下端は横位のナデもしくは削り。 ・瓦当裏から凸面にかけて縦位のナデ。 ・瓦当面に対し平瓦部が鈍角をなしてとりつく。
	第Ⅴ期	 	 	・瓦当下端は横位の削りもしくは縦位の縄叩き。 ・凸面は縦位の縄叩きもしくは未調整。 ・頸部には曲げシワ・布目圧痕・指圧痕を残す。

および瓦当部を欠失しているが同質の軒平瓦計4点においても、すべての個体に篋記号を認める。完成した段階の折り曲げ造り軒平瓦のなかにも篋記号のない製品は存在し、鳥羽南殿の例から中央官衙系瓦屋第Ⅴ期の軒平瓦は全個体に篋記号を持つとは言えないが、少なくとも第Ⅳ期よりも篋記号の記入率が高くなっていることは確実である。

現在のところ、中央官衙系瓦屋第Ⅲ期の良好な一括資料を検討していないが、私見に及んだ限りでは、第Ⅲ期にも篋記号をもつ軒平瓦は存在するが、その頻度が中央官衙系瓦屋第Ⅳ期のそれを凌駕することはないと考えている。

(2)

それでは、この篋記号は、いかなる目的で記入されたものであろうか。近藤喬一は、平安前～中期の平・丸瓦などに押捺された刻印は数量検印であろうと推定している〔近藤73・77〕が、平安後期の篋記号に関しては積極的評価を保留している。そして、平安中期に多い瓦屋名の略号を付した瓦が消滅する事実に注目し、「瓦屋の屋号をあえて主張しなくなったことの背景には、官窯系瓦屋の規模の縮少⁽⁷⁷⁾か、あるいは統合化が実施されたのではなかったか」「したがって、ヘラ記号に代表される——同じヘラ記号をもつものは、多分、胎土・焼成・色調・製作手法よりみて同一工人の手になったと考えられる可能性が最も強いこと——ように、少数に縮少された瓦屋の中では、あるいは収斂された場合には、その瓦屋内での仕事量の把握さえ出来れば充分で、あえて瓦屋の屋号もしくは、木工寮直轄下を主張する必要もなかった」(傍点部筆者)(近藤77)と述べている。

篋記号が盛行に向う12世紀中葉は、中央官衙系瓦屋の生産が異常なまでに高揚する時期で〔上原78〕、左京区岩倉幡技町を中心とした栗栖野瓦窯も、この頃分窯を設けて生産を拡大している〔木村30〕。したがって、「官窯系瓦屋の規模の縮小」や「統合化」の結果、篋記号が普及したとは考えられないが、そのような歴史的評価に関しては後で問題にするとして、まず、上記引用文中の傍点部を問題にする。

近藤喬一が「仕事量の把握」と述べているのは、あるいは数量検印説を篋記号にまで適用しようと意図しているのかもしれない。しかし、平安前期の平・丸瓦に押捺された刻印を数量検印⁽⁸⁾と考えた理由は、刻印を有する製品が僅少な点にある。この論理に従うならば、平安後期の篋記号は、数量検印である可能性は非常に薄い。

前述のように、中央官衙系瓦屋第Ⅳ期の軒平瓦においては、数個体に1個以上の割合で篋記号を記入した製品を認める。さらに、中央官衙系瓦屋第Ⅴ期の軒平瓦においては、ほとんどすべての製品に篋記号を認める。このような現象は、決して軒平瓦に限るわけでは

ない。たとえば、BG36区SK1から出土した箆記号を有する平瓦片(26~28)は、胎土や製作技術などに多くの共通点が認められる。第3章では、これをⅡa類平瓦およびⅡb類平瓦として位置づけた。Ⅱa類平瓦34片中6点の端面に箆記号があり、Ⅱb類平瓦は6片中1点の端面に箆記号がある。しかし、箆記号の記入位置は1方の端面に限られるので、端面を含んでいない破片は、記入率を考える場合は対象から外される。計40片中、端面の一部を含む破片は僅か18片であり、その半数は箆記号を記入しなかったほうの端面であるとするならば、 $7/9 \times 100 = 77.7\%$ 以上の割合で箆記号を有する製品が存在したことになる。BG36区SK1では数量的に不充分であるが、栢杜遺跡八角円堂址に伴う平瓦群においても、箆記号を端面に有する製品が少なくないこと〔鳥羽離宮跡調査研究所75〕は、上記の結果を保証してくれる。

近藤喬一が述べているもうひとつの重要な点は「同じヘラ記号をもつものは(中略)同一工人の手になった」という点である。しかし、箆記号の多くは、1~4本の直線を組み合わせた単純なもので、種類にも限りがある以上、同じ箆記号をもつ製品は同一工人の手によるとは言い難い。少なくとも、同じ(と言っても、手描きである以上、厳密には「似ている」としか言いようがないが)箆記号を有する製品で、胎土と焼成と色調および製作手法がまったく異なる資料が少なからずある。

しかし、実際には同じ箆記号をもつ製品が同一工人の手になるのではないかと考え得る材料が存在する。この点に関し、同範の軒平瓦に記入された箆記号が、必ずしも一種類に限らない点は重要である。栢杜遺跡八角円堂址に伴う同範の軒平瓦においては、2~3種の異種箆記号を認める場合がある。これ以外にも、同範の軒瓦に異種箆記号を記入した製品群が同一遺跡から出土する例は比較的多く、それが同じ工房で同時に生産したものとするならば、箆記号が需要者側の要求に基づくものではなく、まさしく生産者側の必要から記入したものであることは確実である。

同範軒瓦における異種箆記号の存在に注目したのは木村捷三郎である。鳥羽南殿比定地内から出土したG1型式軒平瓦(ただし、瓦範には2種類ある。)64点中に含まれている4種類の箆記号が、細部の調整技法の違いと対応関係にある事実を看取した木村は、それが4人の瓦工による製品群であると推定した。⁽⁸⁾鳥羽南殿比定地内出土のG1型式軒平瓦は、必ずしも中央官衙系瓦屋の製品とは断言し難いが、少なくとも中央官衙系瓦屋第Ⅳ期の製作技術を基本的に踏襲しており、12世紀中葉~後半の製品と考えうる〔上原77〕。

同範軒瓦における異種箆記号と細部調整技法の相違との対応関係を認知できる例は稀で

あるが、木村捷三郎の推論を普遍化して、12世紀代の中央官衙系瓦屋の製品にみる篋記号は、同一工房内における製作者を区別する記号であると考えるのは許されると思う。BG 36区SK1出土の剣頭文軒平瓦およびそれと同範の鳥羽南殿比定地内出土のI1型式軒平瓦とを合わせれば、篋記号4種で、布目や製作技術などがそれに対応する可能性がある点は第3章で述べた。

篋記号が、同一工房内での製作者を区別する機能を有していたとするならば、それを非常に多くの製品に記入する理由は、生瓦段階の数量検印などではなく、焼成後、窯出した製品の製作者を区別するためであったと考えざるを得ない。この点に関連して、古墳時代の須恵器にみられる篋記号の問題は、きわめて示唆に富んでいる。古墳時代の須恵器の篋記号について、注目すべき見解を発表したのは中村浩である〔中村77〕。

中村浩は、和泉陶邑の陶器山206—I号窯において、天井の崩壊によって窯詰め当時に近い状況で出土した蓋杯を主体とする須恵器群を観察した結果、(1)蓋杯160個体のうち54個体に3種類の篋記号が存在する。(2)篋記号別の分布は必ずしも整然たる状況とは言えないにしても、窯詰めに際して、その配置に一定の法則が存在した可能性がある。(3)細部の製作手法において、異種記号の製品間に差異が認められる。以上の諸点を指摘し、篋記号は窯出し時に、生産者が類似製品を区別するために記入したと考えた。そして、この窯を「異なる工人あるいは工人群」が「共有あるいは共同使用」した場合を想定し、和泉陶邑窯全体では、篋記号を有する製品の割合は必ずしも多くない点や、当時の手工業生産の状況を勘案して、複数の工人が1個の窯を共同で維持し使用するような工人自立化の状況は想定し難く、その共同使用は比較的臨時的なもので、窯の維持には「窯元」的な中間層の存在を考えるのが妥当とした。

12世紀の中央官衙系瓦屋の製品にみられる篋記号は普遍的であり、中村浩の論理に従うならば、12世紀以降、中央官衙系瓦屋では工人の自立化が急速に進み、1個の工房あるいは窯を複数の工人が共同維持使用したという認識も生じてくる。しかし、古墳時代の須恵器の篋記号の歴史的意義づけに関しては、中村説以外の方途も残されているように思うので、その結論を援用することは避け、ここでは、同時焼成の一群の須恵器における篋記号の存在形態が、同範軒瓦における篋記号の存在形態とはほぼ同一の資料価値を有する点を確認するに留める。

さて、12世紀以後の中央官衙系瓦屋では、同一工房内において瓦範は共有性が強いが、製品自体は製作者ごとに厳然と区別されるという状況が普遍化しつつあり、少なくとも12

世紀後半にはそれが確立している。窠記号の存在形態から想定されるこの状況は、この時点における中央官衙系瓦屋の生産体制を反映している。それでは、この生産体制は、それ以前の中央官衙系瓦屋の生産体制とどのように対置されるのであろうか。この問題に関して、近藤喬一が数量検印と考えている平安前～中期の文字瓦について再検討してみよう。

(3)

先述のように、近藤喬一が、平安前～中期の平・丸瓦に認められる刻印を数量検印と考えた理由は、押捺した製品が僅少である点にある〔近藤73〕。吉本堯俊もまた「押捺の方法に、一定の約束が存在すること」から「瓦が生乾きの間に、監督の役人がその良否、数量を検査したものであろう」と述べている〔吉本・井上・佐野72〕。しかし、印はすべて生瓦段階で押捺されており、焼成に際して相当のロスが生じることを勘案した場合、この段階での数量点検がはたして意味があるのかという疑問を生ずる。

近藤喬一は、この問題に関して次のように述べている。「瓦の数量を検することは、焼成後、窯よりとり出された確実な製品をもってするのが当然で、それ以前にあっては無意味ともみえよう。文献にも知られ、また現実には瓦窯跡にみられる如く、瓦の製作には相当数のロスがあり、またそれは当初より見込まれていたことであった。しかし造興福寺記に見られる数量の水ましは避けられるほうが賢明であり、新京造営といった、大規模な造瓦の要求される時点にあっては、工人側にしても、官側にしても、その数量の焼成後完成品のみをもって工賃を計算することなく、焼成前、瓦製作後、窯詰めに至るまでの製品数の掌握は必須のこととされたであろう」〔近藤73〕。

重要な部分であるため、全文を引用したが、この説明は生瓦段階における数量検印の意味を十分に解明しているとは言えない。「工賃の計算」のためならば、完成品の数量であっても、またロスを見込んだ概数であっても、それなりの数学的根拠はあるわけで、特に生瓦段階の数量の掌握を必須とする理由にならない。別の部分で、「数量検印」を「工人の仕事量のその長もしくは官による把握といった性格」と言い換えている点から推測するならば、数量検印を必要としたのは瓦工房の長や官側であったと考えているようにも思えるが、何故に生瓦段階で数量検印を行なったのかという点に関しては、依然として明らかではない。

焼成後の製品数は、経験的に近似値を予想できたとしても、生瓦段階から正確に推算することはできない。これが窯業生産におけるロスのもつ宿命である。とするならば、生瓦段階の数量点検とは、発注者側の要求に基づく焼成後の製品数の掌握とは異なった次元の

史料1

掘埴

掘開埴土二人一日立方五尺。堅埴減一尺一人

一日取埴大二千斤。堅埴減一千斤

工一人作埴槌十五柄。夫一人作運埴葛籠十五口。

作瓦

夫一人一日打埴大三百斤。雇人加一百斤以沙一

斗五升交埴四百斤。以一千八百斤為一

一疊。以四疊充一夫。工一人日造アカハラ瓦

九十枚。筒瓦亦同。但彫ノキ。端八十三枚。宇瓦廿八枚。鑢瓦廿三

枚。以埴十一斤造アサ販瓦一枚。筒瓦九斤。

宇瓦十八斤。鑢瓦十五斤。夫一人。暴干雜

瓦三百五十枚。

作ニ販瓦ニ料。商布一尺四寸。宇瓦一尺五寸。鑢瓦一尺二寸。並充ニ小ニ兩充ニ雜瓦六百枚。

工卅人。夫八十人。作カハラ瓦窯十烟。烟別工四

人。夫八人。燒ニ雜瓦一千枚ニ料。薪四千八

百斤。柔埴加一千廿斤。

(国史大系本『延喜式』)

問題であり、工房における工人の生瓦作成に至るまでのノルマに対する検印であると解さざるを得ない。

『延喜式』巻34「木工寮式」では、作瓦における工および夫のノルマは、史料1のように規定されている。この記載方式では、掘埴から始まって焼雑瓦に至るまで、明らかに各工程ごとに工と夫のノルマおよび仕事に要する料が規定されている。したがって、夫一人暴干雑瓦350枚という工程以前に記載されている工一人が一日で造らねばならない瓦の規定枚数は、焼成後の製品数ではなく、生瓦段階の製品数と考えるほうが合理的である。少なくとも、「日造」という形で規定されている以上、乾燥と焼成という長期を要する工程をも含めて、この規定枚数がわり出されたとは考えにくい。

管理者側としては、手工業生産におけるノルマは、各工程ごとに掌握するのが合理的な場合がある。分業体制は、必ずしも生産上の合理性から確立するとは限らない。管理上の要求から、その確立がなされる場合もあり得るわけである。律令体制下の造瓦組織は、この点において、各工程ごとのノルマが明示された高度な管理体制下に置かれていたようである。焼成後の製品数でなく、生瓦段階の数量を点検する意味は、このような管理者側の発想に基づくものであり、高度な官僚社会である律令体制下の官営工房において貫徹した原理と考えられる⁽⁴⁾。もちろん、『延喜式』の記載は必ずしも歴史的事実を示しているとは限らない。しかし、逆に、数量検印の存在は、当時の官営工房が『延喜式』の原則を志向していたことを明示する。

したがって、平安前～中期の平・丸瓦に認める刻印と、平安後期の篋記号とは、外見は類似する現象であっても、質的にはまったく異なるものであったと理解できる。換言するならば、かつて官営の瓦工房を支配していた生産方式の律令制的原理は、10～11世紀をもって終了するのである。

以上の諸点から、中央官衙系瓦屋の製品における篋記号の出現と普及の歴史的意義が、やや明確になったと思われる。しかし、その普及の歴史的意義は、まさしく12世紀史のなかで説明せねばならない。それを「律令体制の崩壊」という通念的な言葉で表現することは簡単ではあるが、それは、その意義を明らかにしたことにはならないし、歴史学的でもない、ましてや歴史考古学の志向するところではない。考古学的には、造瓦の具体相と、その需要と供給関係の変質のなかで、これを説明していくことが必要と考える。

(4)

平安後期における中央官衙系瓦屋の生産量は、12世紀中葉(第Ⅳ期)に異常なまでに高揚する〔上原78〕。左京区岩倉幡枝町を中心とした栗栖野瓦窯も、この時期から第Ⅴ期にかけて、南庄田や西幡枝に分窯を設けて生産を拡大している〔木村30〕。この時期の中央官衙系瓦屋の製品には、様々な面において変化が認められる。本章の主題である篋記号の普及はそのひとつであるが、瓦当文様においては、従来の唐草文や蓮華文に対して巴文が主流を占めるに至る。また、製品に小型品が多くなるのもこの時期である〔上原75〕。

このような傾向は、南都系瓦屋群においてもほぼ併行して起っており、その他の地方瓦生産地系列にも大きな影響を及ぼしている〔上原78〕。巴文意匠の著しい普及の意味は、巴文というやや幾何学的とも言うべき瓦当文様では、描く者の個性が現われにくいことと関係があると想定した〔上原75〕が、その普及が、中央官衙系瓦屋の製品における篋記号の普及と小型品の多量化および生産の拡大と併行関係にある事実は、むしろ、瓦の需要と供給関係との変質のなかで再検討する必要がある。

11世紀末段階と12世紀中葉段階とでは、瓦への需要に質的变化があった可能性は、文献資料から想定できる。嘉保2(1095)年6月18日、前太政大臣師実(は)土御門京極堂を供養する。この堂は、伊予守泰仲が造立したものであるが、洛中を憚ったために、瓦を葺かず、鐘楼も立てなかったという〔『百鍊抄』〕。これは、寛治元(1087)年8月29日に、左右京職と檢非違使に仰せて、京中の堂舎建立を重ねて禁制せしめたこと〔『本朝世紀』〕に対応するもので、平安京域内における寺院建築に対する一貫した規制を反映している。しかし、法令の存在は違反者の存在を意味する。文永10(1273)年9月27日に至って、諸人が争って私堂

を京中に建てるのを固く戒める宣旨が出される〔『三代制符』〕が、この段階では、もはや平安京域内における寺院建築の規制は有名無実化していると判断してよからう。しかし、11世紀末段階では、洛中を憚って瓦葺を採用しなかったという実例が存在する以上、この規制は瓦の需要の増大をくいとめる役割は少なくとも果していたようである。

一方、12世紀中葉に至ると、瓦葺屋根に関して、やや異なった様相が顕在化する。天養2(1146)⁵年4月2日、内大臣藤原頼長は大炊高倉亭の乾角に蔵書・文書を保管するための文庫を造立する。この倉は、佐渡前吏伊俊が指図を献じたもので、板壁に石灰を塗り、戸には螭柄を塗って剝落しないようにし、屋根には瓦葺を採用したが、それは「無火難之構」として計画されたものであった〔『台記』〕。

防火を考慮した瓦葺屋根の採用は、地方においても現れる。安芸厳島神社は、仁安3(1168)年の大修造で面目を一新するが、神主佐伯景弘解〔『平安遺文』3483号文書〕によれば、本宮37棟と外宮19棟の社殿のうち3間2面の宝蔵だけが瓦葺となっている。また、天治3(1126)年の陸奥平泉中尊寺総供養の願文〔『平安遺文』2059号文書〕では、二階経蔵のみが瓦葺と明記されている。このように地方において瓦葺屋根が機能的な意味で使用されていることから推定するならば、京都においてもそのような面は顕在化していたと考えてよからう。12世紀に成立したという『信貴山縁起絵巻』では、命蓮の鉢によって空を飛ぶ長者の米倉は立派な瓦葺屋根に描かれている。

しかし、平安後期における造瓦の隆盛は、防火という機能的な面から生まれたものではない。その最大の原因は、浄土教の隆盛によって、九体阿弥陀堂をはじめとする浄土教建築が多数建立されたことにある。その頻度は、白河院政期および鳥羽院政期をピークとしており〔村山66〕、京都白河の地では、保元・平治の戦乱以前の70余年のうちで、平均して5年に1寺が建ち、毎年1堂が建つほどの隆盛を見たという〔福山64〕。したがって、中央官衙系瓦屋の製品の小型化と量産化および巴文・篋記号の普及は、むしろ、京都における造寺活動がピークから下降線を辿り始める時期に併行していると言えよう。

上記のような事態が、11世紀末から12世紀中葉における瓦需要のありかたとして重要な点であるならば、これに対する瓦供給体制はどのようなありかたを示すのだろうか。

まず重要なのは、地方瓦生産地系列の動向である。瓦当文様の展開から推定すると、丹波系瓦屋の操業は、11世紀中葉から12世紀前葉をピークとし、12世紀中葉にはその生産能力を著しく低下させた可能性が強い。また、12世紀後半には、南部系瓦屋の製品の京都への搬出はあまり行なわれなかったのではないかと思われる。こうした地方瓦生産地への依

存が困難になったことと、12世紀中葉の中央官衙系瓦屋の生産の増大とが無関係であったとは思われない〔上原78〕。

しかし、一方では、12世紀中葉以降も供給能力を保持していた地方瓦生産地系列自体の体質が、この時期を境に変わりつつあった点も見逃せない。11世紀にはじまる地方から京都への大量搬入の背景には、当時の造寺や造宮の方法として一般的であった所課国制・造国制という形態、そして受領層が権門勢家や院などの造営業事に対して成功という形で奉仕した事実が存在する〔上原78〕。しかし、京都出土の地方産の瓦がすべて国衙機構を媒介として搬入されたわけではない。12世紀初頭の尊勝寺創建に際し、播磨守基隆が造営した南大門と東西両塔には、多量の播磨系瓦屋の製品が用いられたが、尊勝寺比定地内から出土する播磨系軒瓦のなかには、明らかに12世紀中葉以降の製品が含まれている。建久3(1192)年の「後白河院庁下文」〔『九条家文書』515号文書〕では、播磨国多可郡安田保は、従来、雑事を免除される代りに、尊勝寺と蓮華王院の両寺に2万枚の瓦を分進していた⁽⁶⁾が、以後は不輸の地とし、官物も庄家に付して年貢ならびに瓦勤を致すべきの旨を、播磨国在庁官人と安田庄官に下知している。つまり、ここでは国衙機構を媒介としない、寺領荘園から直接瓦を貢納する方式が確立している。これが、必ずしも荘園内工房の存在を意味するものではなく、在地間交易などを通じた比較的広範に及ぶ流通網の上に成立していた点も既に論証した〔上原78〕。

地方瓦生産地系列が国衙機構の主導下に置かれた瓦生産や供給体制から脱していく過程は、必ずしもすべての生産地系列で認知できるわけではない。たとえ、そうした経過が各地方で辿り得たとしても、その年代は各地域によって様々であったろう。しかし、京都の政界が、そうした国衙支配の弱体化を認知し、従来のように造国を定めて瓦の調達法は各国司の裁量に任せる方式とは別の方法で地方から瓦を搬入した事実がある。

保元の乱で一躍政界に踊り出た藤原信西が中心となって行なった事業のひとつに大内裏復興がある。「九条家本延喜式巻第四十二」の八省図の裏にある「造内裏国宛」文は、この事業に関連した文書と考えられており〔福山41〕、そこでは1建造物と付属施設とを1カ国が担当する「造国」方式と、長大な廊を2～4カ国に分担させる「所課国」方式とが併用されている。保元2(1157)年3月26日には、早くも上棟が行なわれるが、これに先立って、行造内裏事所が伊賀国北柚出作の負担について指示した下文がある〔『平安遺文』2877号文書〕。その賦課の内容として、縄、檜皮、石灰、絹、釘、米、人夫10人などとともに「大瓦鑑七枚、檐六十枚、平廿四枚」が明記されている。

これらの資材および労働力は「庄公平均」に賦課したと明記されている。いわゆる「一国平均役」である。たしかに、軒丸瓦⁽⁶⁾7枚、軒平瓦60枚、平瓦24枚という数量は、「長橋廊五間」のための資材としてはやや理解に苦しむ。「庄公平均」が具体的にどのように実施されたのか不明だが、少なくとも、瓦を負担したのが伊賀国北柚出作のみではなかった点は確実であろう。

しかし、このような賦課の方法が、はたして実現したのかという疑問も生ずるが、平安宮内裏推定地内から出土した軒瓦に注目すると、12世紀中葉頃に推定できる製品には、六勝寺などではあまり見られないものが含まれている。そのひとつは、讃岐西部の三豊郡豊中町の道音寺付近の瓦窯の製品と推定される軒瓦〔平安博物館77—図版155・520・521〕で、京都から出土する讃岐系瓦の大部分が、讃岐国衙近くの十瓶山古窯址群〔森・伊藤71〕中の瓦窯の製品であることと対照的である。さきには、この説明に窮し、道音寺付近の瓦窯は在地寺院のために臨時的に築窯されたもので、その本拠は讃岐国衙近くにあり、そこから製品が平安宮などに、もたらされたと考えようとしたが、製作技術が十瓶山古窯址群系の製品とは若干異なるので躊躇していた〔上原78〕。しかし、保元2年の大内裏復興に際し、「庄公平均」賦課の方式が讃岐国においても採用されていたとするなら、その説明は比較的容易である。また、平安宮内裏推定地からは、淡路産の瓦〔平安博物館77—図版199・557〕や備前もしくは備中産の瓦〔平安博物館77—図版191・192・501・510・485～489〕が出土しているが、これらも当代の製品と考えたい。なお、淡路国では、播磨系瓦屋の瓦陶兼業の工房を招き入れた形跡がある。

平安宮内裏推定地から出土する12世紀中葉の軒瓦の供給体制を具体的に検討するのは困難であるが、鳥羽南殿や尊勝寺比定地内出土の一括資料のような成功記事との対応が明確な軒瓦群との比較において、やや特殊なあり方を示す上記の軒瓦などを「庄公平均」賦課方式の反映とみるのは可能かもしれない。しかし、尊勝寺比定地内の南部地域で主体を占める播磨系軒瓦も、瓦当文様系譜は複雑な内容を有し、その瓦窯も播磨国東部地帯に散在する。これは、単純な国衙工房的概念では説明できない。あるいは、製品の調達が播磨国衙の裁量に任されていた段階であっても、法制的ではないにせよ実質的には「庄公平均」賦課に近い方式による瓦の調達が、国司の権限で採用された可能性は否定できない。したがって、先の「保元2年3月日行造内裏事所下文案」の積極的な評価は法制的な問題にとどめざるを得ないが、これを瓦供給体制のひとつの変革とみるのは許されると考える。

これ以外に、12世紀中葉には、醍醐寺荘園である若江庄や渋川庄付近に築かれた窯から、

醍醐寺大智院に瓦が供給されている事実もあり、荘園内工房という形態も現実存在したようである〔上原78〕。

(5)

以上述べたように、12世紀中葉には、瓦の需要および供給の面において大きな変革があることが判った。それでは、中央官衙系瓦屋第Ⅳ期における瓦生産の変質、すなわち巴文意匠や匱記号の普及、瓦の小型化と量産化という変化は、こうした瓦の需要・供給体制の変革とどのように有機的に結びつくのであろうか。

法成寺造営にはじまる浄土教の隆盛を背景とした寺院などの造営に際し、11～12世紀前半にかけての丹波、讃岐、播磨、尾張などの諸国では、国衙主導下で瓦生産の開始もしくは拡大がなされ、国衙機構を媒介として製品を京都に搬入することが多かった。11世紀中葉の興福寺金堂の再建に際して、南都諸寺院付属の瓦屋で所要瓦を生産する見通しが立っているにもかかわらず、その造営を命ぜられた諸国が自国内で瓦を造焼したい旨を希望している事実〔『造興福寺記』〕は、この時点では、諸国内の瓦生産機構の大部分は国衙支配下にあったことを示す〔上原78〕。しかし、12世紀中葉頃には、各地の瓦生産に対する国衙の干渉力は弱体化し、国衙機構主導による大量の瓦搬入は望みにくくなったようである。

「保元2年3月日行造内裏事所下文案」に示されたような「庄公平均」に瓦貢納を義務づけた場合、義務づけられた側ではどのように対処したのであろうか。その荘園や公領に瓦生産の伝統があれば問題はないが、たかだか軒丸瓦7枚、軒平瓦60枚、平瓦24枚のために新たに瓦工房を起すことはあり得ないであろう。とするならば、その貢納のための瓦は購入するしか途はない。伊賀国北柚出作がどのように対処したか不明であるが、現在のところ、当時伊賀国で瓦生産を行なった形跡はない。おそらく、他国にその生産を依存したのであろう。

このように考えていくと、瓦の交易と流通は、この当時一般的現象として認められたに違いない。12世紀中葉に至っても、地方瓦生産地系列の製品の京都搬入は行なわれていた。それらは国衙機構を媒介とする場合のほかに、寺領荘園からの貢納、「一国平均役」方式による賦課など様々なルートを経由して搬入されたと思われる。そのルートは、必ずしも直接的なものではなく、在地間交易なども介在させつつ維持されていた。しかし、ルートが多様化し複雑化するにつれて、そのパイプ1本1本は非常に細くなっていったのではないと思われる。事実、地方生産地系列の製品で巴文意匠を採用した軒瓦は、蓮華文や唐草文意匠の軒瓦に比して、京都市内での出土量は少ない。一方では丹波系瓦屋はこの頃

操業を停止もしくは著しく縮小し、南都系瓦屋の製品も京都搬入を中断した形跡がある。

このような背景のもとに、中央官衙系瓦屋はその生産を拡大する。瓦の小型化は、量産化を意図すると同時に、倉庫などの瓦葺屋根の需要に答えるためのものであったかもしれない。あるいは、当時の建造物の脆弱さと関連するのかもしれない。また、巴文意匠の普及は、量産化に伴う瓦当文様の多様化と質の低下を最小限にいくとめる役割も果たであろうし、工人の新規採用も容易にしたかもしれない。そうした変革のなかで、篋記号を製品に刻むことが多くなる。

篋記号は非常に多くの製品に付され、窯出し後の製品の製作者を区別するためのものであった。そこでは、かつての律令体制という管理体制下で、各工程ごとに仕事量を掌握され、最終的な製品にまで個人の責任を問うことが少なかった生産組織とは、まったく異質な世界が展開する。管理者側の要請により高度に分業化された手工業分野では、上からの組織の再編があった場合を除けば、技術的には停滞しがちである。軒平瓦における曲線額の伝統は、奈良時代から11世紀前半に至るまではほとんど変化を遂げずに中央官衙系瓦屋で受け継がれている。これが11世紀後半から12世紀後半に至るまでに著しい変化を遂げる(第1表)のは、造瓦組織自体の変革を考えずには説明できない。それは、生瓦段階での数量的ノルマを果せば可とするか、瓦工が最終段階の製品まで責を負うかという異質の構造を対比することで説明できる。

その萌芽が11世紀後半にあったとしても、中央官衙系瓦屋の変容は12世紀中葉に求められる。その内容は、もはや「官窯」とは言い難い。誤解を恐れずに言うならば、この時点で中央官衙系瓦屋は中世の変容を遂げたのである。陸奥平泉や安芸厳島神社、あるいは鎌倉で、中央官衙系瓦屋第V期の製品が使用される姿が、瓦工の地方進出を意味するならば、そこには中世の番匠の世界[大河71]の先駆を認め得る。栢杜遺跡の九体文六堂は、東大寺系工匠集団によって造営されたと推定される。それに伴う遺瓦群に認める刻印は多種多様な内容を有し、その押捺率も比較的高いようである。これに伴伴する軒丸瓦は1型式、軒平瓦は3型式にすぎない事実[鳥羽離宮跡調査研究所75]を考慮するならば、この種の刻印も工人印であった可能性が強く、鎌倉時代の東大寺系瓦工集団においても、窯出し時に各工人の製品を区別することが行なわれていたと推定される。

だが、中央官衙系瓦屋は、おそらく13世紀に入ってから著しく衰退する。しかし、それは、多量の瓦を必要とする造営事業が京都において著しく減少したこと、さらに南都系工匠集団の京都への進出が顕著になったことと関連づけ得たとしても、12世紀中葉における

中央官衙系瓦屋の中世の変容を否定する材料にはなり得ない。以後、中央官衙系瓦屋の中核であった栗栖野は、土師器生産地としての命脈を保つ。それは、尾張系瓦屋が、以後中世陶器生産地として隆盛し、播磨系瓦屋などでも、須恵器系陶器生産を続けたこととも対比し得ると思われる。

12世紀中～後葉は変革期であった。政治史的には、院政から平氏政権そして鎌倉政権へとめまぐるしい変転を遂げる。しかし、それが単なる政治史の変革期のみではなく、手工業分野においても大きな変革期であったことは、少なくとも窯業生産部門にあっては否定し難い事実である。

2 遺構の性格と年代

本調査で検出した遺構は瓦溜(BG36区SK1)1基である。本瓦溜出土の瓦は、形式的にも量的にもまとまっているとは言え、瓦溜という性格上、資料的には弱い。

元来、瓦溜の形成には、いくつかの類型が想定できる。摂津四天王寺や大和法隆寺のように古代から現代に至るまで寺観を保ち続けた寺院において、境内から瓦溜が検出されることがしばしばある〔天沼編36, 上田・岸26〕。おそらく、焼亡時や修理時に、不要となった瓦を整地の意味も込めて埋めたものであろう。この種の瓦溜では、たとえ寺院が長期間興亡を繰り返したものであっても、1個の瓦溜に含まれる瓦群の年代は比較的限定される。

これに対し、史跡を訪れると、畑の耕作に際して出土した瓦片が一隅にうず高く積み上げられている情景をよく目撃する。これらは、一括して道路に敷いたり、不要の野井戸に放り込んだり、比較的深い穴を掘って埋め込んだりするようである。この種の瓦溜では、その一括性は稀薄である。

要するに、瓦溜には、瓦が廃棄された時点と瓦溜の形成がほとんど同時期である場合(1次的瓦溜)と、瓦の廃棄から瓦溜の形成まで空白期がある場合(2次的瓦溜)とがある。前者の資料価値がまさることはいうまでもない。瓦溜からの一括出土瓦は、建築址に伴なう瓦落ちの一括遺物に比して資料価値が低いが、1次的瓦溜では一括性が強く、単一堂宇に対応する瓦群として扱い得るものが意外に多いのではないと思われる。

本瓦溜は、その上に堆積した赤褐色土Iに14世紀を中心とする土器群を含み、その形成年代の下限が決定できる。また、瓦溜中の瓦は、13世紀初頭を降ることはなく、形成年代の上限も自ずと決定できる。したがって、瓦溜としての性格は、1次的瓦溜に近く、その一括資料としての価値は高い。

瓦溜が存在する以上、その瓦や混在する大型礫を使用した建築址の存在が付近に想定で

きるわけであるが、その位置を推定する手がかりはない。ただし、京都大学北部構内を含めた北白川一帯では各所から瓦が出土しており、地点によって若干その様相が異なる。

本調査地より農学部グラウンドを隔てた北西約500mの地に、著名な北白川廃寺がある。古く東方堂宇址が調査され〔梅原39〕、近年その西方約80mの地点で塔址が検出された〔梶川・浪貝編76〕。東方堂宇址と西方塔址に伴なう瓦群は基本的にはほとんど同一の内容を有するが、若干の差異がある。

北白川廃寺の軒瓦は、大きく3群にわけることができる。第1群は、創建から余り時期を隔てずして使用された一群で、当時の政治的中心地である大和国の寺院の軒瓦の瓦当文様に直接の祖型を求め得る。山田寺式の系譜下にある単弁八葉蓮華文軒丸瓦〔梅原39—図版第13の(一)、梶川・浪貝編76—図12のE〕や、紀寺式の系譜下にある外区雷文帯の複弁八葉蓮華文軒丸瓦〔梅原39—図版第13の(二)、梶川・浪貝編76—図12のA・図16の1〕およびこれとセットをなす重弧文軒平瓦や藤原宮式の系譜下にある変形忍冬文式の偏行唐草文軒平瓦〔梅原39—図版第17の2・図版第18、梶川・浪貝編76—図18の2〕などがそれである。

第2群は、大和国の寺院の軒瓦に直接その祖型を求めることができず、瓦当文様からその製作年代を推定するのが困難な1群である。そのため、この第2群の実年代は論者によって異なり定説をみない。単弁六葉蓮華文の弁間に珠文を置く軒丸瓦〔梅原39—図版第14の9、梶川・浪貝編76—図7の1・3・図12のH〕に関しては、平安時代に比定する説もある〔京都大学文学部68〕が、筒部に奈良前期特有の叩き目を残す例もあり、高句麗系軒瓦の影響を強く受けている点からも、北白川廃寺創建に近い時期の製品と考えられる。また、全個体において、中房別粘土造りの技法が認められる単弁八葉蓮華文軒丸瓦〔梅原39—図版第14の10、梶川・浪貝編76—図7の2・図12のB・図17の9～15〕に関しては、伝法成寺出土の同範例〔福山・大塚68—第1図6〕の存在から平安時代まで下降する製品と考えていたが、弁端の形状が左京区幡枝瓦窯の高句麗系軒丸瓦〔奈良国立博物館70—図81〕に通じる点、中房別粘土造りの技法は奈良前期以前の軒丸瓦には類例が多いが、平安時代には類例がない点、などから奈良時代以前に遡るものと考えたい。さらに、葉研状の細弁二十一葉を配した蓮華文軒丸瓦〔梅原39—図版第14の8、梶川・浪貝編76—図13のL・図16の3～8〕に関しても、平安時代に比定する説〔京都大学文学部68〕があるが、弁の形状が大和横井廃寺の細弁十六葉蓮華文軒丸瓦〔奈良国立博物館70—図161〕に類似し、瓦範が瓦当外周まで及んでいる点などから、平安初期以前の製品と考えるべきものである。この同文例は、西京区の檜原廃寺からも出土している。檜原廃寺で主体をなす重弁八葉蓮華文軒丸瓦と同

文の製品も、北白川廃寺から1点出土している〔梶川・浪貝編76—図12のI〕。これら第2群軒丸瓦のセットとしては、素文軒平瓦や重弧文軒平瓦などを考えている。

第3群は、平安遷都後、おもに洛北に設置された中央官衙系瓦屋で製作した軒瓦で、平安前期のものとして、栗栖野瓦窯産の唐草文軒平瓦や西寺銘の唐草文軒平瓦〔梅原39—図版第19〕・複弁四葉蓮華文軒丸瓦〔梅原39—図版第14の4〕があり、平安中期のものとして、小野瓦窯産の単弁八葉蓮華文軒丸瓦〔梅原39—図版第15の6、梶川・浪貝編76—図17の16〕や栗栖野瓦窯系の複弁八葉蓮華文軒丸瓦〔梅原39—図版第15の5、梶川・浪貝編76—図13のK〕、およびこれとセットをなす唐草文軒平瓦〔梶川・浪貝編76—図18の3～5・図19の6～7〕⁽⁹⁾がある。

東方堂宇址と西方塔址との伴出状態を対比すると、第1群軒瓦は両者に共通して存在するが、東方堂宇址では主体を占め、西方塔址ではむしろ副次的であるように思われる。これに対し、第2群軒瓦は、西方塔址で主体を占め、東方堂宇址での出土例は報じられていない。第3群軒瓦は両者に共通して存在するが、平安前期の製品は東方堂宇址で顕著であり、平安中期の製品が西方塔址で多いようにも見える。おそらく、第1群および第2群軒瓦は、ともに北白川廃寺創建からあまり時期を隔てない頃の製品で、堂塔によってその使用状況が若干異なっていたのであろう。⁽¹⁰⁾第3群軒瓦のありかたは、修理時期の若干の差異を反映しているのかもしれない。

京都大学北部構内の各所から出土する軒瓦のなかには、この北白川廃寺の瓦と同文品もあるが、その存在形態は、基本的には、まったく異質である。

第3章で述べたように、BG36区SK1出土の瓦は、12世紀中葉～13世紀初頭の中央官衙系瓦屋の製品を主体としており、平安中期の瓦をもって終焉する北白川廃寺とは明らかに異質である。またBG36区SK1の南西約250mの農学部総合館の南に、東西に長いトレンチ(第1図19)を入れた時に出土した軒瓦群〔中村73〕は、小野瓦屋産の単弁八葉蓮華文軒丸瓦をはじめとする平安中期の中央官衙系瓦屋の製品が主体を占めており、播磨系瓦屋の製品などを含む若干量の平安後期の軒瓦も出土している。さらに、その北の農学部遺跡BE33区の調査に際して出土した軒瓦群〔上原77〕は、量的には平安後期の製品が多いが、平安初期から鎌倉・室町時代に至るまでの軒瓦が出土しており、形式的にはほとんどまとまりがない(第1図12)。この西側に隣接するBE32～33区にまたがる地点(第1図13)で出土した軒丸瓦には、北白川廃寺の第2群軒丸瓦に分類した細弁二十一葉蓮華文軒丸瓦が1点含まれているが、磨滅が著しい〔中村74〕。同地点からは、平安前期の中央官衙系瓦屋の

軒丸瓦も出土しているが、大部分は平安後期の軒瓦の小片で、これも型式的にまとまりがあるとはいえない。その東方の理学部植物園BD34・35区(第1図16)からも、栗栖野瓦屋産の平安前期の軒丸瓦片と若干量の平安後期の軒瓦を出土しているが、これも型式的にはとんどまとまりがない〔中村74b〕。

以上をまとめると、京都大学北部構内から出土する軒瓦には、北白川廃寺の第2群と第3群軒瓦に共通するものが1型式ずつあるとは言え、基本的にはその内容はまったく異質である。京都大学北部構内から出土する平安前～中期の中央官衙系瓦屋の製品には、北白川廃寺の第3群軒瓦のような栗栖野と小野という至近距離にある瓦屋の製品のほかに、いわゆる奈良型式の重圈文軒瓦や西賀茂瓦窯と河上瓦窯の製品、あるいは緑釉瓦片なども含まれており、さらに11世紀以降には、丹波・播磨系瓦屋の製品も搬入されるなど、その供給源は多様である。

平安後期の軒瓦は、各地点から散在的に出土するが、BG36区SK1の資料が型式的にも量的にもまとまっており、また、BE33区付近でも量的なまとまりを認める。これに対し、平安中期の軒瓦は、農学部総合館南(BD31～33区付近)で型式的・量的なまとまりがある。平安前期の軒瓦は、出土量が少ないので確言できないが、BE33～BD34区にかけて分布するようである。

以上のように本調査以後に行なった調査の資料を加えることによって、出土した瓦に年代的・地域的なまとまりがあることが指摘できる。また第1章で述べたように京都大学北部構内付近には、いくつかの寺院址の存在が推定できる。これらが相互に関係を有する可能性は高いが、現在の資料では、それを積極的に関連づけるまでには至っていない。将来的には、京都大学北部構内の発掘調査を実施するとともに、鴨東に関する文献史料を網羅し、この問題を解明したいと考えている。

〔注〕

- (1) 文献史学による政治史的時代区分は、考古学資料に基づいた時代区分とは合致しないことが多い。歴史考古学が一分野として成立するためには、考古学資料に即した時代区分論を呈示することが第1の課題であり、その後、初めて文献史学の成果と対等な立場で議論を噛み合わせることが可能と考えている。しかし、歴史時代に関する考古学的な画期づけが不十分な現状では、文献史学による政治史的あるいは文化史的時代区分の名称を援用せざるを得ない。叙述に際して、時代の名称なしにすませることができないからである。しかし、時代の区分法は文献史学の中でも議論の多い点である。考古学者がその時代名称を援用する場合には、この事実を踏まえた上で、最大公約数的

な広い枠のなかで利用していくべきであろう。少なくとも、その用語が支えきれないような厳格すぎる意味を、他分野の時代区分名称に付すべきではない。筆者は、具体的には可能な限り○世紀前半・後半の2分法と○世紀前葉・中葉・後葉の3分法を併用して叙述に努めているが、やむを得ず「平安中期」「平安後期」「古代末期」などの総称も用いている。ただし、これには厳格な意味は付していない。本稿でも同様である。しいて言うならば、平安中期とは10世紀～11世紀前半を中心として9世紀後半や11世紀後半の一部をも含み得る時代名称であり、平安後期とは11世紀後半～12世紀を中心とし11世紀前半や13世紀前半の一部をも含み得る時代名称である。古代末期は、主に11・12世紀の総称として用いているが、多少私的な価値観(歴史観)を含んでいる。

- (2) 近藤喬一は「数量的に非常に僅少である」ことを強調しているが、具体的な数値は掲げていない。なお、右京区西賀茂鎮守庵瓦窯群では「官」刻印瓦が出土しており「出土した全瓦片、米袋約100、ダンボール箱約50という驚くべき量をすべて洗滌し零細な「官」の刻印を有する破片を12片(およびその他の刻印瓦3点——筆者注)も検出しえた」と記述されている〔吉本・井上・佐野72〕。厳密さを欠くが、ひとつの参考にはなるであろう。
- (3) 木村捷三郎談話。
- (4) ただし、恭仁宮大極殿や東大寺法華堂に伴なう人名押捺の文字瓦は、工人名である可能性が強く〔中谷・上原77〕、その押捺率は異常なほど高く〔中谷・上原・大槻78〕、数量検印とは考えにくい。律令体制下においても、このような文字瓦が存在する意味に関しては、稿を改めて論じたい。
- (5) 校正中、今里幾次氏より、この文書において、尊勝寺・蓮華王院に瓦を分進していたのは安田保ではなく、安田庄に加納された「瓦保」であるとの御教示を得た。今里氏の解釈が妥当と考えるが、前稿〔上原78〕を含めて改定は将来に委ねる。
- (6) 大瓦鐙の「大」の意味はよく判らないが、「大瓦」は「鐙」のみではなく「檐」「平」にも掛かると理解すべきであろう。
- (7) 瓦範の中房部にまず粘土の小塊を押し込んで、その裏に貼り付けるようにして残余の部分に粘土塊を押し込んでいく技法。
- (8) 第1群に分類した外区雷文帯の複弁八葉蓮華文軒丸瓦のなかにも、この技法による製品がある。
- (9) このほか平城宮式軒瓦にやや近似した奈良後期の軒丸瓦が若干出土している〔梅原39—図版第14の3、梶川・浪貝編76—図12のC〕。
- (10) ただし、第1群軒瓦が中央からの影響によっているのに対し、第2群軒瓦は在地性がきわめて強いのは、両堂塔の性格が異なることを示しているのかもしれない。北白川廃寺2寺併存説も再考の余地があるように思われる。

参 考 文 献

- 赤星直忠 1932年 「鎌倉荏柄天神古瓦」『考古学雑誌』第22巻第1号。
 1938年 「永福寺址の研究」『神奈川県史蹟名勝天然記念物調査報告書』第6輯。
- 天沼俊一編 1936年 『四天王寺図録 古瓦編』。
- 池田碩・石田志朗 1973年 「比叡平小起伏面2地点の黒土の年代」『地球科学』第27巻第4号。
- 石田茂作 1936年 『飛鳥時代寺院址の研究』。
- 泉拓良 1978年 「京都大学北部構内の地形復原——縄文時代から弥生時代——」『京大埋文年報78』。
- 上田三平・岸熊吉 1926年 『法隆寺出土古瓦の研究』『奈良県史蹟名勝天然記念物調査会報告』第9回。
- 上原真人 1975年 「平安後期の軒瓦に関する基礎的研究」『小林行雄先生退官記念論文集』（未刊）。
 1977年 「農学部遺跡B E33の発掘調査・病院内遺跡A E15の発掘調査」『京大埋文年報77』。
 1978年 「古代末期における瓦生産体制の変革」『古代研究』第13・14号。
- 宇野隆夫 1978年 「京大病院遺跡出土の土器——古代末から中世——」『京大埋文年報78』。
- 梅原末治 1923年 「京都帝国大学農学部敷地ノ石器時代遺跡」『京都府史蹟勝地調査会報告』第5冊。
 1935年 「京都北白川小倉町石器時代遺跡調査報告」『京都府史蹟名勝天然記念物調査報告』第16冊。
 1939年 「北白川廃寺跡」『京都府史蹟名勝天然記念物調査報告』第19冊。
- 円勝寺発掘調査団 1972年 「円勝寺の発掘調査」（下）『仏教芸術』84号。
- 大河直躬 1971年 『番匠』。
- 小野山節・都出比呂志 1973年 『高槻市安満遺跡の条里遺構』。
- 川上 貢 1977年 「京都大学構内における史跡の文献的考察」『京大埋文年報77』。
- 河原純之 1972年 「六波羅密寺出土の瓦類」『六波羅密寺民俗資料緊急調査報告書』第2分冊。
- 木村捷三郎 1930年 「山城幡枝発見の瓦窯址」『史林』第15巻第4号。
- 木村捷三郎・梶川敏夫・渡辺和子 1977年 『六勝寺跡——六盛西店新築工事に伴う埋蔵文化財発掘調査報告』。
- 木村捷三郎・畑美樹徳・上原真人 1975年 「京都市動物園爬虫類館建設工事に伴う“法勝寺跡”発掘調査報告」『京都市埋蔵文化財年次報告1974-Ⅲ』。
- 京都大学農学部構内遺跡調査会・京都大学理学部附属瀬戸臨海実験所構内遺跡調査会 1977年（京大埋文年報77）『京都大学構内遺跡調査研究年報 昭和51年度』。
- 京都大学文学部 1968年 『京都大学文学部博物館考古学資料目録』第2部。

- 京都大学埋蔵文化財研究センター 1978年(京大埋文年報78) 『京都大学構内遺跡調査研究年報 昭和52年度』。
- 小林 敬 1973年 「秋川市二宮神社境内出土の瓦」『貝塚』10。
- 近藤喬一 1973年 「平安時代の文字瓦について」『古代文化』25—2・3。
- 1977年 「平安京古瓦概説」『平安京古瓦図録』。
- 島田貞彦 1924年 「京都市北白川町発見の石器時代遺跡」『考古学雑誌』第14巻第5号。
- 杉山信三 1954年 「吉田寺について」『史迹と美術』24の242。
- 1957年 「後高倉院の御葬地, 北白川について」『史迹と美術』27の278。
- 杉山信三・岡田茂弘 1961年 「尊勝寺跡発掘調査報告」『奈良国立文化財研究所学報』第10冊。
- 杉山信三・木村捷三郎・梶川敏夫 1975年 「法勝寺金堂跡発掘調査概要」『京都市埋蔵文化財年次報告 1974—Ⅲ』。
- 高橋美久二 1974年 「内膳町遺跡発掘調査概要」京都府教育委員会『埋蔵文化財発掘調査概報 1974』。
- 角田文衛 1970年 「北白川廃寺の問題」『日本古文化論攷』。
- 鳥羽離宮跡調査研究所 1975年 『栢杜遺跡調査概報』。
- 中谷雅治・上原真人 1977年 「恭仁宮跡昭和51年度発掘調査概要」^再京都府教育委員会『埋蔵文化財発掘調査概報^再 1977』。
- 中谷雅治・上原真人・大槻真純 1978年 「恭仁宮跡昭和52年度発掘調査概要」京都府教育委員会『埋蔵文化財発掘調査概報 1978』。
- 中村徹也 1973年 『京都大学農学部総合館周辺埋蔵文化財発掘調査の概要』。
- 1974年 a 『京都大学農学部総合館北棟建設予定地内埋蔵文化財発掘調査の概要Ⅰ』。
- 1974年 b 『京都大学理学部ノートバイオロン実験装置室新営工事に伴う埋蔵文化財発掘調査の概要』。
- 1975年 『京都大学農学部総合館北棟建設予定地内埋蔵文化財発掘調査の概要Ⅱ』。
- 中村 浩 1977年 「須恵器生産に関する一試考——和泉陶邑窯における陶工組織について——」『考古学雑誌』63—1。
- 浪貝毅・梶川敏夫編 1976年 『北白川廃寺塔跡発掘調査報告』。
- 奈良国立博物館 1970年 『飛鳥白鳳の古瓦』。
- 檜崎彰一 1975年 『日本の陶磁 古代中世篇』第2巻。
- 西田直二郎 1925年 「法勝寺遺址」『京都府史蹟勝地調査会報告』第6冊。
- 畑美樹徳 1972年 『延勝寺跡の発掘調査』。
- 坂東善平 1964年 「史料『木工』の文字瓦」『古代文化』13—2。
- 福山敏男 1941年 「平安京宮城指図に就いて」『宝雲』27。
- 1964年 『平等院と中尊寺』。
- 1975年 「白河院と法勝寺の歴史」『京都市埋蔵文化財年次報告 1974—Ⅲ』。

- 福山敏男・大塚ひろみ 1968年 「法成寺の古瓦」『仏教芸術』68号。
- 藤岡謙二郎 1974年 「北白川の風土・歴史的環境と現状」『北白川百年の変遷』。
- 1978年 「北白川扇状地と京都大学構内遺跡」『京大埋文年報78』。
- 平安博物館編 1977年 『平安京古瓦図録』。
- 細谷義治 1968年 「鳥羽離宮跡出土軒瓦の整理」京都府教育委員会『埋蔵文化財発掘調査概報 1968』。
- 前園実知雄・関川尚功 1977年 「法起寺境内発掘調査概報」『奈良県遺跡調査概報 1976年度』。
- 村山修一 1966年 『浄土教芸術と弥陀信仰』。
- 森浩一・伊藤勇輔 1971年 「香川県綾南町十瓶山北麓窯跡調査報告」『若狭・近江・讃岐・阿波における古代生産遺跡の調査』。
- 森蘊・小野真一・荒木伸介 1971年 『伊豆韭山願成就院発掘調査概報——鎌倉時代初期寺院址の調査——』。
- 矢崎靖子 1964年 「岩手県平泉中尊寺伝大池周辺遺跡出土瓦について」『物質文化』3。
- 吉本堯俊・井上満郎・佐野修 1972年 「西賀茂鎮守庵瓦窯跡発掘調査報告」『京都市埋蔵文化財年次報告 1971』。

図 版

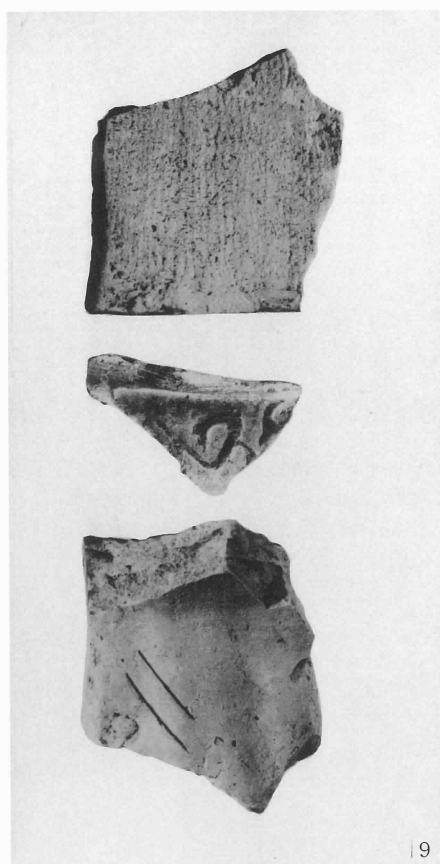


1 ガラス温室予定地の層位と瓦溜（北から）

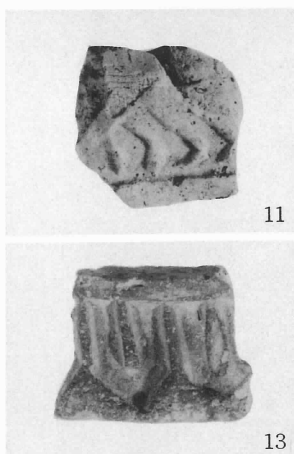


2 埋め戻し前の瓦溜（北から）





9

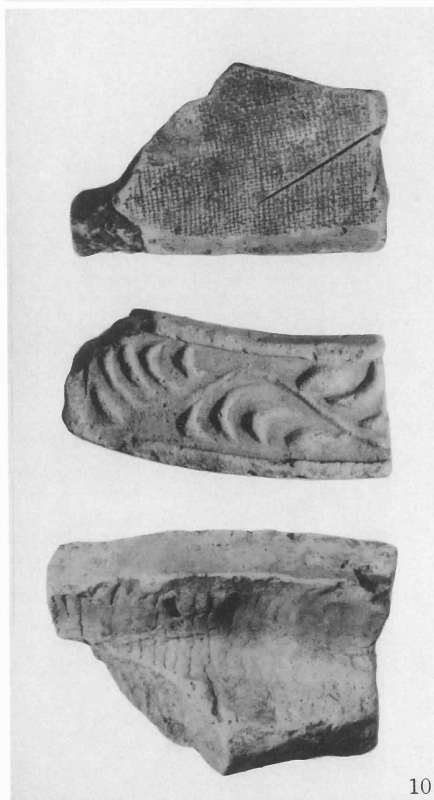


11

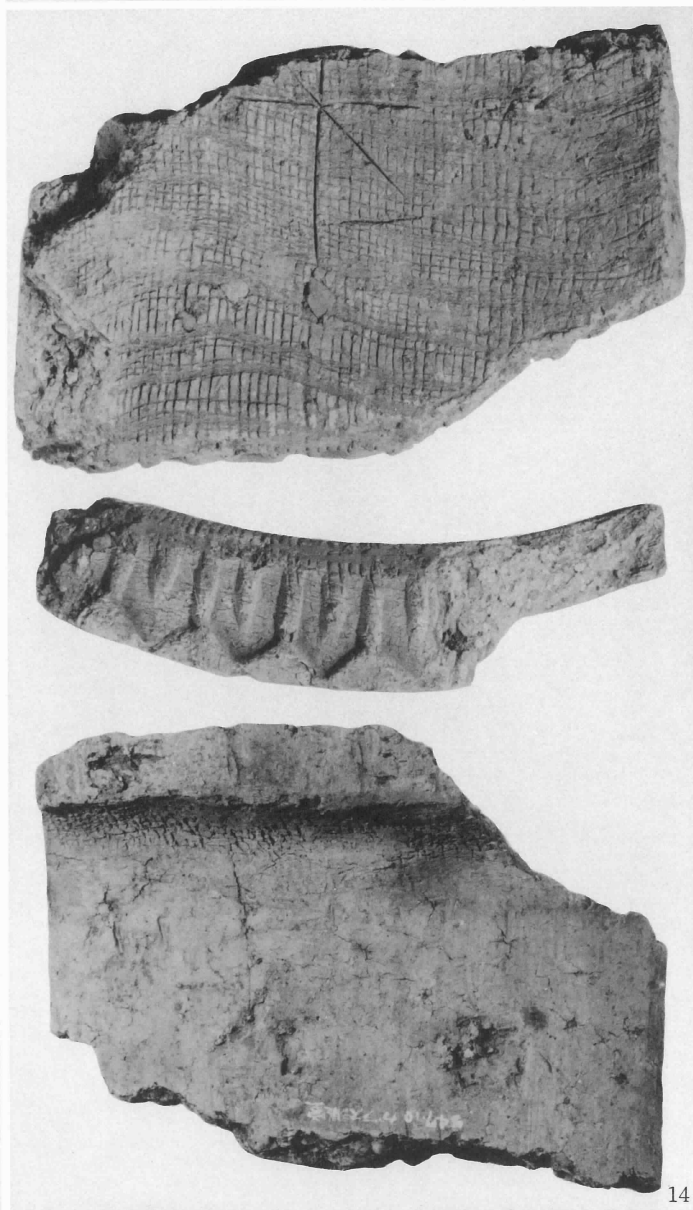
13



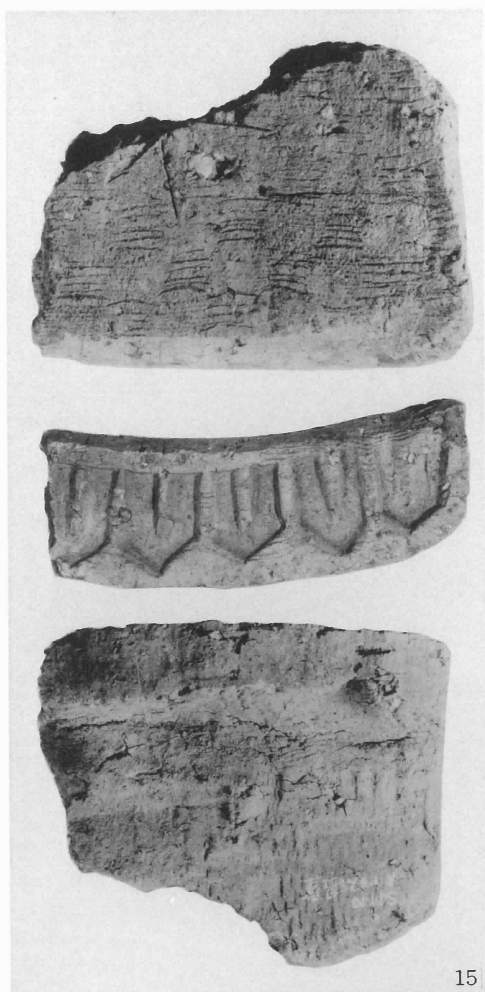
12



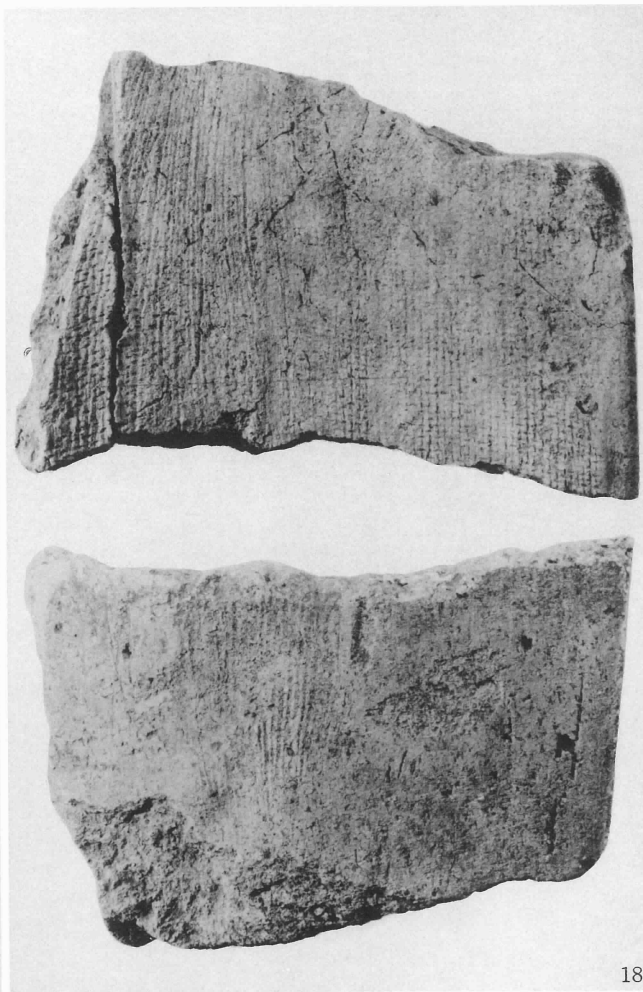
10



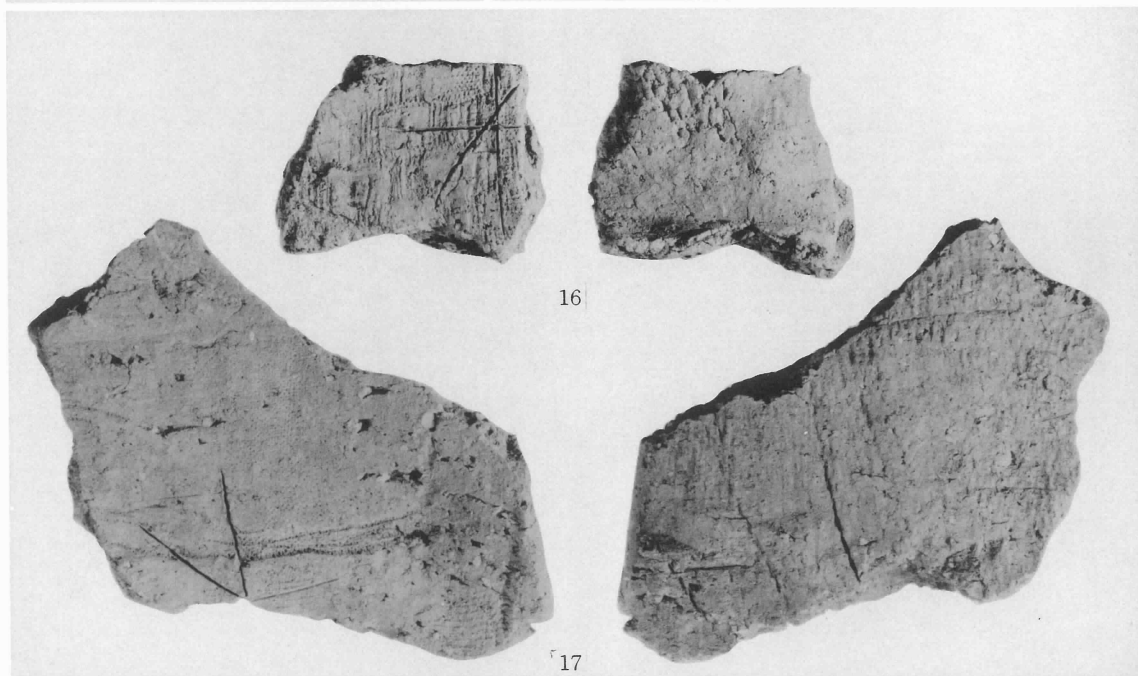
14



15

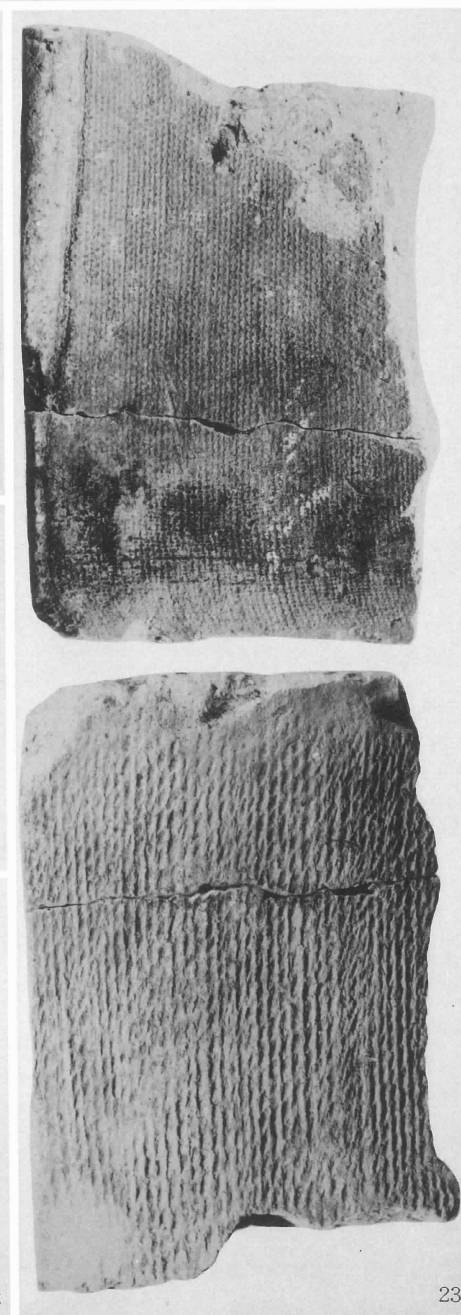
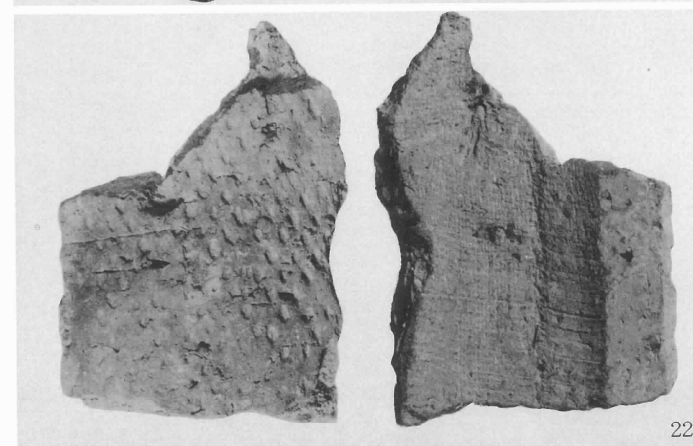
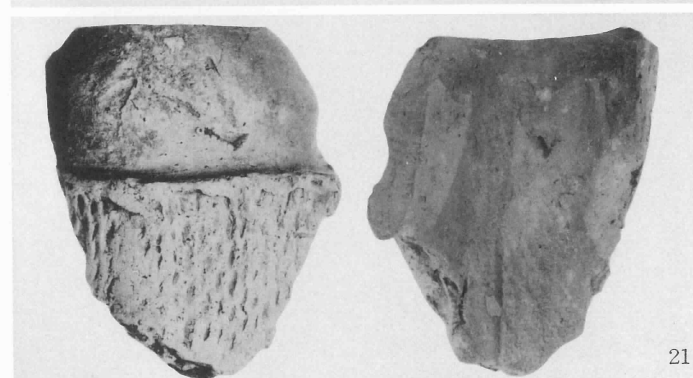
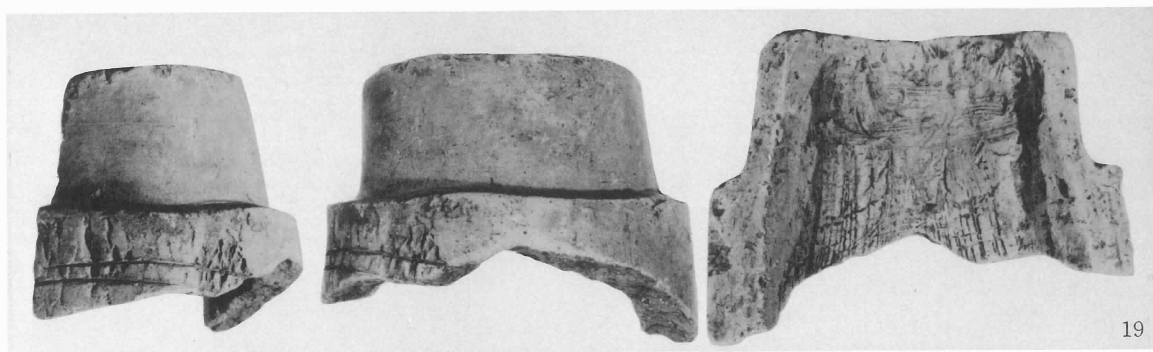


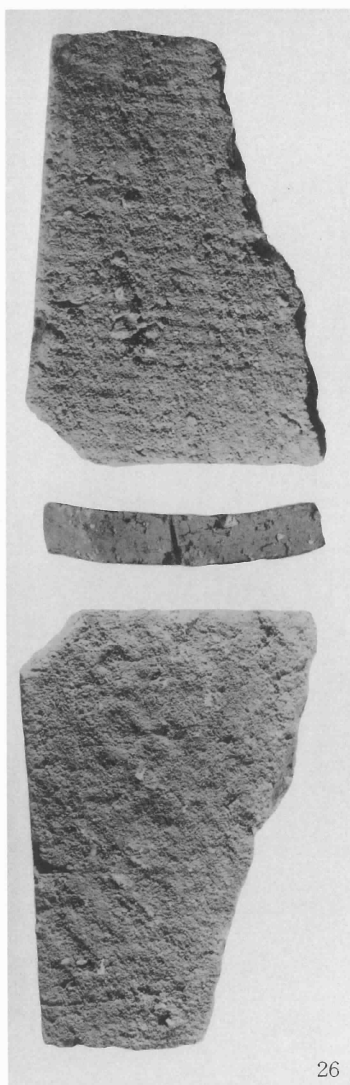
18



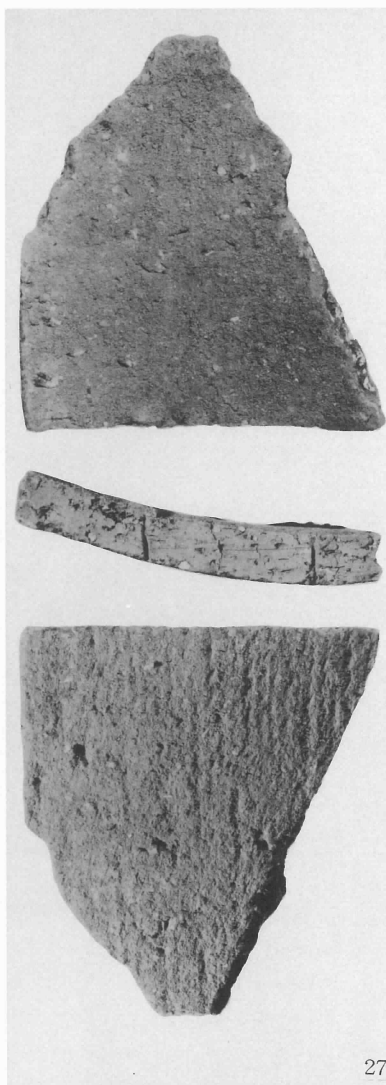
16

17

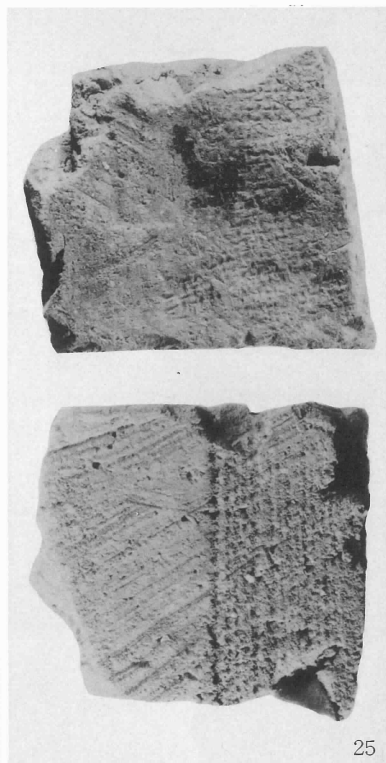




26



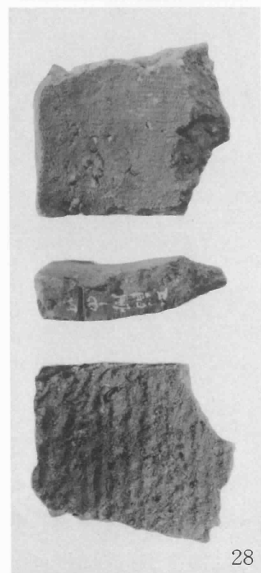
27



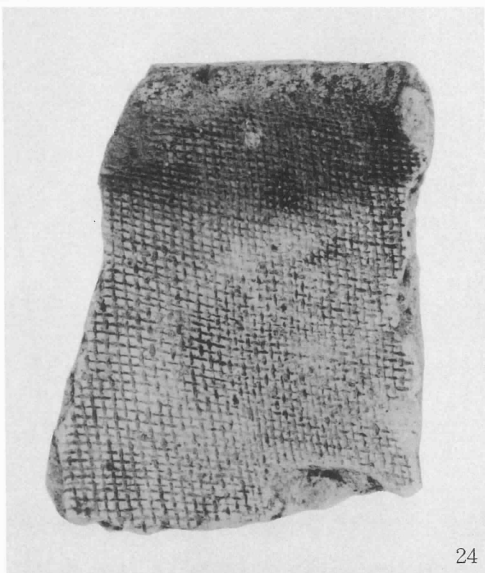
25



29



28



24

